

| | |
|------------------|---|
| Title | 支那史料に現はれたる我が上代(八) |
| Sub Title | |
| Author | 橋本, 増吉(Hashimoto, Masukichi) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 1930 |
| Jtitle | 史学 Vol.9, No.3 (1930. 9) ,p.1(357)- 73(429) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19300900-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史學 第九卷 第三號 昭和五年九月

支那史料に現はれたる我ガ上代（八）

なほその習俗を記るせし記事としては

其俗、舉事行來有所レ云、爲輒灼骨而ト、以占ニ吉凶、先告レ所レト、其辭如ニ令龜法、視ニ火坼、占ニ兆
といふ文句が見えるのであるが、之れも那珂博士は『トノ事ハ記傳ニ「中ごろよりはトはただ神事にのみ
用ることなれど。上代には萬の政にも己がさかしらを用ひず、定めがたきことをば皆トて、神の御教を
受て、行ひ賜ひしこと、記事書紀其外にも多く見えたり。』又天石屋戸段「召ニ天兒屋命、布玉命ニ而、内ニ拔
天香山之真男鹿之肩ニ拔而、取ニ天香山之天波波迦ニ而、令ニ占合麻迦那波ニ而』トアル傳ニ、「肩を拔とは、其

骨を拔取を云なり。」又「和名抄に朱櫻波々加、一云邇波佐久良、又木具部に樺木皮名、可以爲炬者也、和名加波又云加仁波、今櫻皮有レ之と見え、萬葉集六に櫻皮纏作流舟^{カニバマキヅクレルフネ}とよみ、古今集物名に迦爾婆櫻あり、これらを合て思に、此木の本名は波々迦にて、迦爾婆は皮名なり。加婆は加爾婆の約りたるなり」さて皮を専ら用ゐるから、迦爾婆櫻と木の名にもなれるなり。かゝれば、和名抄に邇波佐久良とあるは、今本加字の脱たること著し。さて此に此木を取は、皮を燃して、彼鹿の肩骨を灼む料なり。後世まで此を用らるト見えて、臨時祭式に凡年中御ト料波婆加木皮者、仰^ニ大和國有封社、令^レ採進之^ニとあり。」又「上代のトは凡て右の如く鹿の肩骨を用られたり。龜を用るは漢のを學べる後のことなり。書紀崇神卷に命神龜云々などあるは、たゞ文章に書るのみにて、實は是も鹿を用たるべし。ト部氏も^ト壹岐國より出づれば、彼氏人ぞ韓國より龜トは傳へけむ。欽明天皇十四年百濟に仰て、ト書歷本などを献らしめたまひしこと、書紀に見ゆ。この頃よりや、漢さまのトを用ひられけむ。(中略)さて遂に鹿は廢て、もはら龜^トをのみ用らるゝことになれるは、いとも哀きわざなりかし。式などにもト料には龜甲のみ見えて、鹿骨は凡て見えず、そのかみ既^{ハヤ}く絶けるなるべし。(中略)さて此段のト^ヲ合は思金神の謀て思ひ得たる、種々の事の可否を先ト問て後に、定行むとなるべし。凡て上代は萬の事みな然有^リトアリ。魏志ノ文ハ此ノ趣ニ善^ク合へリ」といひ、全然本居大人の説に賛同し、我が民族固有の習俗として認め居られるのである。

けれども、動物の肩骨を焼き、その龜裂の線によりて、ト占をなすといふことは、各地に古くから廣

く行はれた風習であり、支那に於ても古くは龜甲と共に獸骨を使用せしことは、所謂殷墟の地より、龜甲と共に多くの獸骨の出土を見るところ事實によりても、明白なることである。その他蒙古(Mongols)、ツングース(Tunguses)ラップ(Lapps)アフガン(Afghans)、ベドゥイン(Bedouin 亞刺比亞地方の沙漠に遊牧せる種族)、チピュヤン(Chipewyans 北米の土民)等諸民族の間に於ても行はれたものであり、英人蘇格蘭人の間でも行はれたことがあるからである。(J. Lubbock; *The Origin of Civilisation and the Primitive Condition of Man*, p. p. 238-9.)たゞその使用せらるる動物の種類は、必ずより同一ではないが、それはその各地に於ける動物の分布や、その民族の之れに對する關係など、特種の事情に基くものであらうと思はれる。而も動物の肩骨によりて、神明の意思を問ひ、吉凶をとることその根本精神に於ては、何れも皆共通の習俗である。さればこのト法は必ずしも或一民族に始まつて、各地に傳播したものとも、斷ぜられないのであり、或は各民族の間で特發せる場合も、存することかとも思はれるのであるが、然し支那、蒙古、通古斯、ラップ、アフガン等のそれ等の習俗が、凡べて別々に特發せしものとは考へられないものであり、隨つて我が國に於ける同一の古俗も、亦我が民族固有のト法として認められ得べきか、疑ひなきを得ないのである。

けれども、たゞひ外國より傳來せし習俗であるとするも、その多年に亘る大陸との關係より見て、三國時代の頃に於てはこの種のト法が既に我が民族の間に廣く行はれたたりし習俗であったことは、推想

に難からざるところであり、之れを以て地方的習俗として辨別することは、當を得ないことを考へられるので、その記事は恐らく當時に於ける畿内地方の事實と同時に、また九州方面の事實を傳ふるものと認むべきであらうと推考せられるのである。

それからまた、倭人の俗として、

有ニ屋室、父母兄弟、臥息異レ處

といふ記事と、

其會同坐起、父子男女無レ別、人性嗜レ酒

といふ記事とが、數行を隔てゝ記るされて居り、更に

其俗、國大人皆四五婦、下戸或二三婦

といふ記事が見えてゐるのである。菅政友氏は記錄上より上古の家を三様に別ち、一は出雲大社式の木造建築にて、「天皇ノ御殿ヲ始メ、夫ニツゲル御社ライヘルニテ、惣テ上ザマナル家居ハ、大カタ此ニナズラヘテ覺ルベシ」となし、一は牟漏(室)といふ制にて、記傳に「凡て牟漏と云は、たゞ舍なご云とは異にして、家の内にても奥方に在て籠りかなる屋にて、古は土を以て築きて、塗こめて寝る處なり云々」とあるを引き、更に顯宗紀によりて、その制を説いて居らるゝのであり、三は「上古土蜘蛛ナド稱ヘルモノ」の住せし穴居の制にて、記傳に「土中の室にて、山腹なごを横に掘て、岩窟の如く構たる物なるべし

平地を下へ掘大室といへば、其内は甚廣かりけむ」とあるを引き、神武紀に「乃顧勅道臣命、汝宜帥大來目
たるには非ず大室といへば、其内は甚廣かりけむ」とあるを引いて、「大室ハ却リテ官軍ノ造リシナリ」
となし、更に景行紀、常陸風土記、攝津風土記等を引き、「此ハ其地ニ住メル酋長ナドノ、敵ヲ防ントテ
ノ事ト覺シクテ、其世ノ土人ナベテ穴居セシモノトハ思ハレズ」と論じて居られるのであり、那珂博士は
「記紀に宮殿室ナトアリテ、石窟土窟ニ住メル土蜘蛛ナドノ外ハ、大抵宮室ヲ造リシナリ」と云ひ、高橋
健自博士は「地下に堅穴を穿ち、切妻の屋根を以て覆ふてゐる原始的家屋が下級の民衆の間に行はれて
居ると同時に、社會の一面特に貴族の間には、床を高くした建築が、勿論行はれたのである」となし、「勾
配が急で、棟の兩端が著しく突出して、殆ど屋根ばかりの建築が最古く、同じく切妻ではあるが、勾配
が緩で、棟の出が著しくなく、柱や壁面が判然見えるのが之に次ぎ、四注は埴輪が墳墓に用ゐられる時
代に至つて起り、埴輪の廢絶したる、古墳時代の末に最も多く行はれ、方形及び入母屋は上古の後半期に
漸く發生したのであると」論じて居られるのである。尤もこの高橋氏の所論は「歴史と地理」第三卷第二
號所載「遺物より見たる上古の家屋」に據つたものであるが、その後の同博士の見解にも大なる變動は
なかつたやうで、「地上に長方形の堅穴を穿ち、その上に切妻の屋根を架け、出入口を妻の方に設け、中
に藁を敷いてある建物」に類似した、「所謂穴居の遺風で、工匠家の天地根元宮作」といふ種類のものを以
て、最古の原始的家屋と認めて居られるのである。

けれども、今日では下總國姥山貝塚や、その他の遺跡地に於て發見せられた堅穴式住居址の形式が、中央及び周圍に柱を有し、その内部中央部に爐を設け、中にはその敷地の周邊に溝を有するものがあり、恐らくその外形は圓錐形様のものではなかつたかといふ、疑ひも存するので、所謂切妻式屋根を架けた天地根元宮作が、果して我が國最古の原始的家屋であつたかどうかは、多少問題であらうかと思はれるが、然し一方に於て大人は「邸閣」を有し、女王は更に「宮室」に住し、「樓觀、城柵」を有してゐた三國の時代であるから、一般民衆の「屋室」ももはや概して堅穴式住家や横穴式岩窟などに住居せし時代を過ぎ、支那人の目にも「屋室」として認めらるべき程度には、進みぬたりしことゝ推せられるのである。すなはち「勾配が急で、棟兩端が著しく突出し、殆ど屋根ばかりの建築」もなほ行はれてはゐたであらうが、同時に「同じく切妻ではあるが、勾配が緩で、棟の出が著しくなく、柱や壁面が判然見えてゐる」といふ種類の建築が、主なるものではなかつたかと考へられるのである。その構造について詳しい記事がないのであるから、何れとも斷言は出來ないが、國の大人が「皆四五婦」を有したのに對して、下戸にも或は「二三婦」を有するものがあつたといふのであるから、民衆の家屋にも相當のものが存したのではあるまいかも推せられるのであり、少くとも支那使節の通過せし地方に於ては、石窟、土窟に居住するが如きことは、普通でなかつたものと考へる。

尤も、「父母兄弟、臥息異處」といふ記事があり、菅政友氏はこの記事をば「下ニモ其俗、國大人皆四五

婦、下戸或二三婦ト見エテ、ソノ多クノ妾トモ己カ家々ニ住ミテ、其生ル子モ亦ソノ母ノ家々ニテ生ヒ立ツコトハ、上古ヨリノ習慣ナレハ、父母モ兄弟モ殊更ニ然スルトハ無ケレトモ、自ラ臥息異レ處ノアリサマトハナリシナリ」と解し、和辻氏も「この妻子親族も自然的な愛情で結合してはゐるが、緊密な家族制度とはなつてゐなかつた。貴族は四五人の妻を、人民も亦二三人の妻を持つ。さうして父母兄弟が別々の家に住んでゐる。(妻が各その子と共に別居するのである)」と解してゐるのであるが(日本古代文化三八頁)もしこの解釋を正しいとすれば、更に後世までも行はれた男子が女子の家に通ふといふ風習とも、聯絡することとなり、家屋の構造大小なども問題ではないかとも思はれるのである。されど那珂博士も『父母ト諸子ノ夫婦ト別室ニ臥息スルコトヲ云フ。後漢書註ニ引ケル沈瑩カ臨海水土志ニ、夷州ノ俗ヲ記シテ、「此夷、舅姑子婦、臥息共ニ一大牀、略不ニ相避」隋書高麗傳ニ「父子同レ川而浴、共レ室而寢」又琉球傳ニ「父子同レ牀寢」ト云ヒ、其ノ外支那ノ書ニ夷狄ノ風俗ヲカヽル有様ニ記シタル者多カルヲ、皇國ノ風俗ハ之ト異ナルサマヲ云ヘルナリ』と論じて居らるゝ通りに、前に「有ニ屋室」といひ、つぎに「臥息異レ處」とある文脈上より見るも、また臥息即ち「寝る場合」に「その場所を異にする」とある文意上より見るも、「異レ屋而住」の意に解し、別々の家屋に居住することを意味するものとして認むることは、如何であらうか、疑ひなきを得ないのであり、やはり同一家屋内に於て、その「寢處を異にせし事實」を意味するものとして解する方が、正當ではないかと考へられるのである。してみるとその四五婦或は二三婦を有すと

なすものも、亦その別々の生家にあることを意味するものではなく、夫の家に入りて、共に住することを意味するものゝやうであり、かく解することによりて、直ぐその次ぎに、「婦人不レ淫不ニ妬忌」とある文句も、亦特にその意義を有することゝなるのではないいかとも思はれるのである。而ももしこの解釋を正しいとすれば、すなはち當時の住家の構造大小も亦問題としなければならないことゝなる譯である。

また我が國の文献に據れば、たゞへば和名抄にコナミ(前妻)ウハナリ(後妻)といふ語があり、何れも同時に一夫に嫁いでゐる妻のことで、その前後の文字は單に夫に嫁いだ時の前後を意味するだけに過ぎないのである。されば新撰字鏡などには、コナミに婿、ウハナリに嫌の和字をあてゝゐる。また大和物語にコナミとウハナリとが一つの家に住んでゐたことが見えて居り、「此のうはなりこなみと一夜萬の事を言ひ語らひて、つとめて船に乗りぬ」と記してあるやうに、その習俗は比較的後世まで行はれたのであつた。而もコナミ(婿)に對してウハナリ(嫌)は、必ずしも一人とは限らなかつたやうである。殊に貴族であれば、その數は更に増加したことゝ推せられるのであり、たゞへば垂仁天皇紀十五年春二月の條に、「喚ニ丹波五女、納ニ於掖庭」とありて、その五女の名を記るし、「秋八月壬午朔、立ニ日酢葉媛命ニ爲ニ皇后、以ニ皇后弟之三女ニ爲妃、唯竹野媛因ニ形态醜、返ニ於本土、則羞ニ其見ニ返、剗ニ葛野、自墮ニ輿而死之」とあり、即ちコナミ一人に對してウハナリ三人を有せしこもあつたといふ習俗を、表示するものであらうと推考せられるのである。もとより一方には男子が女子の家に通ふといふ風習も存してゐたことは事實で

あらうが、同時に一家の内に數人の妻を有せし習俗も存したとすれば、魏志の「其俗、國大人皆四五婦、下戸或二三婦」とある記事は、後の場合を意味するものを見るべきであり、また「有_ニ屋室、父母兄弟臥息異_ニ處」とある文句も、同一家屋内でその寝處を異にせしことを意味するものと解すべきで、今日でも飛彈國白川村などに殘存する大家族制の實例などでも見らるゝやうに、一家の中に數十人の一族が同居せらるが如き場合も、考へられ得るのである。その刑法に「輕者沒_ニ其妻子、重者沒_ニ其門戶及宗族」とあり、また「尊卑各有_ニ差序、足_ニ相臣服」と記るされ居るやうな時代に、なほ「緊密な家族制度とはなつてゐなかつた」とは考へ難いことである。

されば、かの「其會同坐起、父子男女無_レ別」とあるは、「臥息」の場合に對して坐起の場合を記るせるもので、「臥息」の時その處を異にするに對して、「坐起」の時にはその位置に確然たる區別なかりしことを述べしものであらう。而もそれは一般民衆の一家族について記るせしもので、決して社會的の事實でなかつたことは、或は大人といひ、下戸と稱し、或は「尊卑各有_ニ差序」といへるによりても、明かなることであらう。隨つて當時の住宅居室にはもはや相當の大さを有するものが存したことも推されるところであり、所謂中の柱を中心として四部に分つといふ大社造の如き形式や、住吉造、神明造などの形式に類するものも、既に行はれてゐたかとも疑はれるのである。

なほ、「人性嗜_レ酒」とあるのも古來の我が習俗上異とするに足らないのであるが、たゞその下に魏略の

「其俗不知正歲四時、但記春耕秋收、爲年紀」といふ記事を引いて、その注記としてゐることは、「酒を飲む」こと、その注文との間に、或る關係を連想せしむるものがあるやうであり、恐らく春耕秋收の際に神の祭禮が行はれ、その春秋の祭の折、特に酒を飲むことの盛であつた事實を暗示するものではないかとも推せられるのである。すなはち今日もなほ一般にその名残を留めてゐる御祭禮の風習が、既に三國の頃に於ても行はれてゐたのであり、また隨つてそれ等の記事は當時既に農業が主要なる生業であつた事實を表示するものである。たゞなほ曆法に關する知識乏しく、正しく歲月を數へ、春夏秋冬の四季を定むるなどのことなく、たゞ農作物の耕收によりて、年を數へしに過ぎなかつたといふのであるが、然し既に一歳についての觀念が存する以上は、また既に農民として春耕秋收により年を數へたといふ以上は、たゞ正しい曆法は知らなかつたとしても、如何なる種類の曆法をも知らなかつたとは考へられないものであり、曾ても述べたやうに、たゞ「記」は「計」の誤りであるとしても、之れを以て當時全く文字を知らなかつた事實を示すものとは認められないのである。

それから、那珂博士は「其犯法、輕者沒其妻子、重者滅其門戶」と讀み、その次の「及」なる文字を無視し、「親族」とあるを「宗族」となし、「宗族尊卑、各有差序、足相臣服」と讀んで居らるゝのであるが、「親族」を「宗族」とかへられたのは、宋本に據られたものかとも思はれるけれども、その本文には「及親族」とあるのであるから、この文句は上につけて、「重者滅其門戶及宗族」と讀み、「尊卑各有差序」以下と

分つべきであり、同時にまた宋本によりて「滅」も「沒」に正すべきであらうと考へる。當時民風なほ淳朴な時代であつたこと、思はれるので、「不_ニ盜竊_ニ少_ニ諍訟_ニ」であるのは、もとより當然の事實であらうと思はれるのであるが、それにしても「其犯_ニ法_ニ」とある「法」は、如何なる種類のことを意味したものであらうか。那珂博士は應神紀に「甘美内宿彌、兄武内宿彌ヲ讒シテ、負ケタル時、天皇勅_ニ之、令_ニ釋、仍賜_ニ紀伊直等之祖_ニ也トアルハ、甘美内宿彌ヲ奴ニシタルナリ」とし、また雄略紀十年に、身狭村主青が吳の献_ニ二鵝を將て、築紫に到りし時、是の鵝が水間君の犬に齧_ニまれて死んだので、「水間君恐怖憂愁、不_レ能_ニ自默_ニ、獻_ニ鴻十隻與_ニ養鳥人、請_ニ以贖_ニ罪、天皇許焉」とあり、同十一年「鳥官之禽、爲_ニ菟田人狗_ニ所_レ齧死、天皇瞋_ニ鷹_ニ面、而爲_ニ鳥養部_ニ」とあり、同十四年「根使主所_レ著玉綬_ニ」が、皇后の兄大草香皇子の皇后の爲めに獻する所の品であつたので、天皇大に怒り、詔して將に之れを斬らんとせられたのであるが、「根使主逃匿、至_ニ於日根_ニ造_ニ稻城_ニ而待戰、遂_ニ爲_ニ官軍_ニ見_ニ殺、天皇命_ニ有司_ニ二_ニ分子孫_ニ一分_ニ大草香部民_ニ以封_ニ皇后_ニ、一分_ニ茅渟縣主_ニ爲_ニ負囊者_ニ」とあるものなごを列舉して、「犯人ノ一族ヲ奴婢ニナシタルナリ」と斷じて居られるのであるが、是等の諸例はもとより果して史實を見るべきものであるかどうかも疑はしく、また魏志の本文に對する適切なる實例とも見られないのであるけれども、これに類する物語は、なほ記紀の中には各處に散見するところであり、或る犯行に對して一定の刑罰を規定した、或種の刑法とも稱すべき定めが存した譯ではなく、たゞ君主の意思によりて、任意に處罰されたものなることは、當時の事實とし

て認められ得るのである。されば魏志に「其犯法」とあるのも、當時一定の法規が存したことを意味するものではなく、たゞ「君主の意思利益に背く場合」、或は「タブーを破る場合」といふだけの意に過ぎないものと考へられるのである。その「沒妻子」とあるは本人が刑せられた場合、之れに連坐して奴婢とせらることで、「沒其門戶及宗族」とあるも、その連坐の範圍の擴大せらるゝことを意味するものであらうが、その思想はまた記紀に表はれたる思想との間に、大なる相違を認むることは出來ないのである。

要するに、是等の習俗は畿内方面の文献による風習とも聯絡を有すると同時に、その他の地方に殘存する、考古學上土俗學上の事實とも關係を有するのであるから、これを以て特に畿内地方の事實を意味するものとも、また特に九州地方の風習を傳ふるものとも、斷ずる譯には行かないのである。

二四

つぎに、耶馬臺即畿内大和論者の間に於て、特に注目すべき文句として指摘せらるゝもので、

「收租賦有邸閣」、「國國有市、交易有無、使大倭監之」、「自女王國以北、特置一大率、檢察諸國、諸國畏憚之、常治伊都國、於國中有如刺史」、「王遣使詣京都帶方郡諸韓國、及郡使倭國、皆臨津搜露、傳送文書、賜遺之物、詣女王、不得差錯」

である記事であるが、その中で「收租賦有邸閣」といふ最初の文句は、その前の「尊卑各有差序、足

相臣服」とある文句に關聯せる記事であり、尊者は卑者より租賦を改める權利があり、かつ邸閣を有することを述べたるものである。那珂博士は租賦及び邸閣について「稻穀ノ貢物ヲ集メテ、邸閣ヲ立テ、貯へ置クナリ。邸閣ハ邸ハ邸舍、閣ハ集韻ニ度藏之所トアリ。屯田ヲ屯家トモ屯倉トモ書ケルハ、屯田ノ地ニ家モ倉モアルカラノ事ニシテ、ソノ家倉ハ即邸閣ナリ」と論じ、三國志中他の諸傳に見えたる邸閣の用例を列舉して居らるゝのであるが、之れは那珂博士の所説の通りに、たゞへば三國志蜀志後主傳に、「(建興)十一年冬、亮使諸軍運レ米集ニ於斜谷口、治ニ斜谷邸閣」とあり、蜀志魏延傳注の魏略に、「長安中、惟有御史京兆太守耳、横門邸閣與ニ散民ニ之穀、足ニ周食也」とある一二の文例によりても、またその「收ニ租賦」とある文句の次に記るされたる文意より見るも、「穀物ヲ貯フル倉ノ義」に使用せし語なることは、異論なきことゝ考ふるのである。一書に「邸閣」とあるは、勿論「邸閣」の誤りであらう。「閣」は辭源に「度藏之所」ともあり、また「閣板也、古人設ニ於室内、以置ニ食物者」とも見えてゐるのである。閣は爾雅釋宮に「小閨謂ニ之間」とあり、辭源に「門旁戸也」と見えてゐる。なほ「樓觀城柵嚴設」とある場合の「樓觀」は、「臺觀」の類で、「望樓」を意味したものゝやうであり、說文には「樓重屋也」とあり、爾雅釋宮には「四方而高曰臺、狹而修曲曰樓」とあり、釋名の釋宮室には「觀觀也、於レ上觀望也、樓謂下牖戸之間有ニ射孔、樓樓然上也」と見えてゐる。

それから、「國國有市、交ニ易有無、使ニ大倭監ニ之」といふ文句について、吉田博士、喜田博士、山田博

士等は皆「大倭」を以て「大和朝廷」を意味するものとなし、たゞへば喜田博士の如き、「市の名往々地名に存し、景行紀には豊後海石榴市の名も見えた。是等の市は大倭の監する所なり。大倭は普通に解して倭の大人的義となす。然れども此の文にては何人が大倭をして、市を監せしむるかを明にせざるなり」となし、「或説には之を以て大和朝廷の御事なりとし、當時魏は倭國を以て附庸國と解せしが故に、史筆事實を矯め、魏が大倭をして之を監せしむるものなりと解せんとす」(山田博士等の所説の如きは即ちそれである)、「然れどもこは餘りに穿ち過ぎたるの感なき能はず。大倭が大和朝廷なる事は論なし。韓漢の古書常に此文字を使用す」と論じ、「日本紀神功皇后條引百濟記」「雄略天皇條引百濟新撰」後漢書に「其大倭王居邪馬臺國」とある記事、壹岐連博德書に「大倭天報之近」とある文句などを以て、その證とせられ「こゝに於てか我が皇の官吏の倭人の市に臨みて之を監するもの、當時呼ぶに大倭の稱を以てし、魏人其の間の事情に通せず、九州地方なる倭國を以て女王權力の下にありと誤解せしが故に、單に大倭の名をのみ聞きて、女王が大倭をして之を監せしめしものとなせしならんか」と断じて居らるゝのである。

けれども、この記事をば虚心平氣で囚はるゝことなく、文意のまゝに解するならば、「此の文にては何人が大倭をして市を監せしむるかを明かにせず」だの、「史筆事實を矯め魏が大倭をして之を監せしむるを意味するもの」などいふ誤解の、生じ得べき餘地は斷じて存しないはずである。即ち「國々には市がありて有無を交易するのであるが、その場合には大倭をして之れを監せしむる」といふのであるから、この

文章の主格は明白に「國々」であり、「國々」で市が開かれる場合に、その市を開いた各國では、「大倭」をして之を監せしめたことを意味するものであり、各國主は租賦を收めて之れを邸閣に蓄ふると同時に、市の交易を監視せしめて、その交易税をも收めたことを意味すべきことは、その前後の文脈上容易に推考せられ得るところである。隨つてその國主の命により、その國內に於ける市の交易を監視して、收稅の任に當つた「大倭」が、その國の大人なるべきことも亦明かであり、それ等の國々は凡べて倭人の國々であるから、その國々の大人をば大倭人の意で「大倭」と記せしことも、亦何等異とするに足らぬことで、更に問題とせらるべき語ではあるまいと考へられるのである。殊に日本紀所引の百濟記、百濟新撰を始め、後漢書の記事にせよ、博德書の文句にせよ、何れも皆「大倭」なる語が明白に我が大和朝廷を意味した時代の記録を以て、それよりも遙かに古い、我が大和朝廷の存在すらも知つてゐたかどうか解らない三國時代の事實を證明せんとするが如きは、全く時代錯誤の議論であるといはなければならぬのである。實に百濟だの新羅だのといふ國名が、半島南部の統一的國家の名稱として、始めて支那の史籍に現はれてゐるのは、百濟が東晉の咸安二年(西紀三七二年)であり、新羅が東晉の太元二年(西紀三七七年)であり、東晉の太熙元年(西紀二九〇年)まではなほ「馬韓來獻」の記事が見えるのであり、而も邪馬臺國女王卑彌呼が魏に通じた景初三年は西紀二三九年で、その死んだ正始十年は西紀二四七年であるから、その時代は百濟の國名が始めて現はれた時よりも約百三十年前、馬韓の名のなほ記録せられた時よりも、

約五十年前であつたといふ事實を、忘却せざるやう注意すべき要あることを認めなければならぬのである。されば那珂博士が「大倭ハ倭人中ノ大人ト云フコトニテ、倭ハ國名ニ非ズ。人種ノ名トシテ用ヒタルナリ。日韓古史斷ニヨノ大倭ヲ皇朝ノ事ト見タルハ、築紫ノ女王國ヲ倭國ト云フニ對ヘテ、皇都ヲ大倭國ト云ヘリト思ヘルニテ、倭ヲ國名ト思ヒタルヨリ出デタル誤リナリ」と論ぜられたのは、確に正鵠を得たる所論と信するのである。

つぎに、「自ニ女王國ニ以北、特置ニ一大率、檢ニ察諸國、諸國畏ニ憚之、常治ニ伊都國、於ニ國中ニ有レ如ニ刺史ニ」といふ記事であるが、喜田博士は「こゝに一大率とは紀に築紫率、築紫大宰などあると同じく、實に後の太宰府の先蹟なり。太宰府の長官を帥と書し、古訓ソツと讀ましむ。蓋し此の一大率の稱を繼げるものにして、築紫に於ける大率の義なるべし。(中略)言ふまでもなく大和朝廷の派遣の都督なり」と論じて居らるゝのである。喜田博士のやうな邪馬臺國即築後山門郡說の論者にして、この論あるは、寧ろ珍奇のことであるが、邪馬臺即畿内大和說の論者は皆悉くこの説を懷いて居り、之れを以て後の太宰帥の濫觴と認めてゐるのである。蓋しその所説の立場として當然の歸結であらう。

けれども、喜田博士のやうに、魏志倭人傳の邪馬臺國をば築後國山門郡の地と認め、隨つてその他の記事の多くは皆之れを九州に於ける事實として認めながら、たゞこの一大率を以て大和朝廷より派遣された筑紫の率として疑はざるは、全く曩の「大倭」を以て大和朝廷を意味するものと盲信せしこゝ、後

に論するが如く、その年代觀に甚しき錯誤あることゝ、倭人を以て純日本民族とは別種のものとなす博士獨得の民族論とに誤まられた結果であらうと思はれるが、邪馬臺即畿内大和論者等が、魏志の「一大率」を以て大和朝廷より派遣せられた、筑紫の率となす所以は、何故であらうか。魏志倭人傳によれば、

「自ニ女王國ニ以北、特置ニ一大率ハ檢ニ察諸國」ニとあるのであるから、この「一大率」が検察する諸國は、當然「女王國より以北」の國々でなければならない譯である。たゞひその「以北」とある方位は、倭人國の列島をば南北に延長せるものと誤認せる結果で、實は「以西」の意味であるとなす辯解を許すとするも、女王國は即ち邪馬臺國であり、隨つてまた畿内大和たるべき譯であるから、「女王國より以西の諸國」といふことは、即ち「畿内大和より以西の諸國」といふことで、その「一大率」の検察すべき範圍は、當然山陰、山陽、四國、九州の諸國を抱括せしことなるべき譯であるが、この大範圍を検察すべき「一大率」が、常に九州の北邊なる伊都國に駐劄したといふ事實をば、何等の疑問なくして受入れ、而も女王國より以西の諸國を検察するからには、當然中國、四國、九州の率であるべきはずであるのに、之れを以て大和朝廷より派遣せる筑紫の率で、後の太宰帥の先蹠であるとして怪しまないのは、何故であらうか。蓋し論者は魏志の邪馬臺國は畿内大和なりとなす、先入主たる自己の見解に囚はるゝこと甚しきが爲めに、「特置ニ一大率ハ檢ニ察諸國ニ、諸國畏ニ憚之ニ、常治ニ伊都國ニ云々」ニとある語句を見て、その官職が後世大和朝廷より派遣された、太宰帥に類似するが爲めに、忽ちその先蹠たるべきことを盲信し、その「自ニ女王國ニ以

北」とある文句との、重大なる矛盾に眼を閉し、特に注意すべき年代上の觀念を顧みざるがために生じた、盲斷に過ぎないかと推せられるのである。而も論者は獨り自ら不備輕忽なるその盲斷に執著して、得々たるばかりでなく、中にはそれをして魏志の邪馬臺國が畿内大和たるべき、重要な一證なりと主張する人々すら見るのであり、寧ろその大膽なるに驚かざるを得ないのである。予はこの記事の解釋も亦既に那珂博士が「一大率ハ女王ヨリ命ゼラレタル總督ナリ。治伊都國ハソコニ駐劄スル事ニテ、ソコヲ治ムルニハ非ズ。ソコヲ治ムルニハ伊都國王アルナリ。(中略)又或人ノ說ニ女王卑彌呼ヲバ筑紫ノ僞王ト認メナガラ、コノ一大率ヲハ皇朝ノ宰ト見テ、後世ノ太宰帥ノ起原ナリト云ヘルハ、前後ノ文ヲ通觀セザル勝手ナル解釋ナリ」と述べられたる所論を以て、正鵠を得たるものと信ずるのであり、因はれざる公平なる態度に於て、この記事を一讀するものが、何人も到達すべき歸結であらうと考へる。

なほ、喜田博士は「太宰府の長官を帥と書し、古訓ソツと讀ましむ。蓋し此の一大率の稱を繼げるものにして筑紫に於ける大率の義なるべし」といつて居られるのであるが、元來帥と率とは相通じて用ひらるゝ文字であり、その發音も意義も全く同一で、兩者何れも質及び寔の韻に屬し、シユツ、ソツ、シユチ、ソチ、スキの發音を有するのである。だから日本書紀でも孝德天皇の大化五年の條に、「拜ニ日向臣於筑紫大宰帥。」とあると同時に、天智天皇の七年の條には「以ニ栗隈王、爲ニ筑紫帥。」とあり、また「以ニ栗前王、拜ニ筑紫率。」とも見えて居り、同十年の條には「以ニ栗隈王、爲ニ筑紫帥。」あるといふが如くに、その兩者

は相通じて使用されるのである。而も之れを「ダザイノソツ」或は「ダザイノソチ」と讀んだのは、何時頃からのことであらうか。日本書紀では何れも「オホミコトモチノカミ」と讀ませてあるが、他の官名の例から見ても「帥」或は「率」は何れも「カミ」と讀んだことは疑ひないことで、續日本紀卷第二、文武天皇大寶元年の條には、「頭」の代りに「率」を用ひ、「右兵衛率直廣、肆坂合部宿彌大分爲副使カミ」といふ記事すらも見えるのである。喜田博士は太宰府の長官帥を古訓で「ソツ」と讀んだといはるゝのであるけれども、それは果して何時頃よりのことか不明であり、或は元來「ダザイノソツ」といふのは、公式の讀方ではなく、たゞ一般の読みならはしどなつて、今日に至つたのではないかとすら、疑はるゝのである。またこの官名が果して何時頃から用ひられたものかも、不明であるが、記錄上で明白に「大宰帥」といふ官名の見えてゐるのは、曩に掲げた孝德紀大化五年(西紀六四九年)の條に見えるのが最初である。尤も「筑紫大宰オホミコトモチ」といふ記事は、皇極紀二年(西紀六四三年)の條にも「筑紫大宰馳驛奏曰、云々」と見えてゐるのであるが、たゞ「筑紫大宰」とのみあるので、果して當時既に「大宰帥」といふ官名が存したかどうか、不明である。けれども曩にも掲げたやうに、「大宰帥」を畧して「筑紫帥」或は「筑紫率」と記せる場合もあり、また大化五年以後でも、たゞへば天武天皇紀二年(西紀六七三年)の條に、「因命ニ大宰ハ詔ニ耽羅使人ハ曰、云々」とあり、同六年(西紀六七七年)の條に、「筑紫大宰ニ赤鳥ハ」とあり、同十一年(西紀六八二年)の條に、「筑紫大宰ニ言、有ニ三足雀ハ」と見えてゐる。

るやうに、たゞ「大宰」とのみ記せる場合も存するのであるから、大化五年以前の記事にたゞ「大宰」とのみある場合でも、既に「大宰帥」の存在を推定しても、宜しいかとも考へられるのである。尤も天武紀六年のものは、「筑紫大宰」の下に「府」の字を加へた書もあるさうであるから、單に「大宰」とのみある時は、「大宰府」を意味する場合も存したことゝ推せられるのであり、同時にたゞへば持統天皇紀四年（西紀六九〇年）の條に、「遣使者詔筑紫大宰河内王等曰、云々」とあり、同六年（西紀六九二年）の條に、「詔筑紫大宰率河内王等、云々」ともあるのであるから、同じく「大宰」とのみある場合で、「大宰率」を意味するものも存したことは明かである。而も既に「大宰府」の存在を認むる以上は、「大宰帥」なるその長官の存在も可能のことゝなる譯である。されば書紀に「筑紫大宰」なる最古の記事を有する、推古天皇十七年即ち西紀六〇九年の頃までは、恐らく「大宰帥」の存在をも溯ることが、出來るのではないかとも、考へられるのである。

けれども、それ以上に溯ることは、記録上は全然不可能であり、書紀の記載も、もはや傳説時代に入り、大に史實としての價値を減することゝなるのであるから、たゞへば應神天皇の九年の條に、「夏四月遣武内宿彌於筑紫、以監察百姓」といふ記事があつたからといつて、之れをば直ちに史實として受入れることが出來ないのであるから、勿論大宰府の起源としても之れを認むる譯には行かないのである。されば「大宰帥」に關連あるやに思はれる最古の記事は、やはり西紀六〇九年以上に溯ることが出來ないのである。

で、邪馬臺國女王卑彌呼の時代との間には、實に約三百七十年の隔りが存するのであり、而も「大宰帥」は古くは「ダザイノソツ」とは呼ばないで、「オホミコトモチノカミ」と讀んで居り、かつ帥と率とは常に「カミ」の意味にて通じ用ひられてゐたとすれば、「太宰府の長官を帥と書し」何時の頃からか一般に之れを「ソツ」と讀んでゐたといふだけの事實から、單なる聯想によりて、直に魏志の一大率を以て、「後の太宰帥の先蹟である」となすが如きは、餘りに大膽に過ぐるものといはなければならぬかと考へる。（元來漢帥でも率でも、名詞の時にはスキ、動詞の時にはソツ^ミ。）

それから、「於國中_ニ有_レ如_ニ刺史」^ミとある文句をば、喜田博士は下文につけて讀み、「伊都國中刺史の如きものありて倭國王使を魏都洛陽又は帶方郡三韓諸國等に遣はし、又帶方郡の使者の倭國に來る際には、皆其の津にて傳送の文書並に賜遺の物を搜露するなり。刺史^ミとは中央政府より派遣せられたる地方官なり。大率と刺史と魏志の此の文面のみにては、其の區別明ならぬ、蓋し大率は後の太宰帥にして、刺史とは大和朝廷の任命したる大化前の國司の如きものなりしならん」と論じ、那珂博士は之れを上文につけて讀み、「於國中_ニ有_レ如_ニ刺史^ミトハ諸國ノ君長ノ上ニ大率アル有様ハ、漢魏ノ世諸郡守國相ノ上ニ州刺史アリテ、督察スルニ似タルヲ云フナリ。中外經緯傳ニ刺史ノ下ノ王ノ字ヲ上ニ附ケテ、有_下如_ニ刺史^ミト讀ミ、日韓古史斷ニ有_レ如_ニ刺史王^ミト讀ミタルハ、漢文ニ慣レザル讀方ト謂フベシ」と論じて居られるのであるが、王字を上に附けて讀むことの非なるは、もとより云ふまでもないことであるし、そ

の文句に對する解釋も、亦那珂博士の解説を以て正當と認めなければならないことは、明白なるところであり、たゞその説明の語句に僅少の修正を加ふるを以て、十分であらうと考へる。

蓋し、元來「刺史」なる官職は、後漢書百官志によると、「外十有二州、每州刺史一人、六百石、本注曰、秦有監御史、監諸郡、漢興省之、但遣丞相史、分刺諸州、無常官、孝武帝初置刺史十三人、秩六百石、成帝更爲牧、秩二千石、建武十八年、復爲刺史十二人、各主一州、（中略）諸州常以八月、巡行所部郡國」錄囚徒考殿最、初歲盡詣京師奏事、中興但因計吏」^ミあり、また「每郡置太守一人、二千石、（中略）王國之相、亦如之」^ミあり、また文献通攷、職官考十五、州牧刺史の條に、「武帝元封五年、乃置部刺史掌奉詔六條、察_チ州、凡十二州焉、居部九歲、舉爲守相、成帝綏和元年、以爲刺史位下大夫、而臨二千石、輕重不相準、乃更爲州牧、秩真二千石、位次九卿、九卿缺、以高第補、哀帝建平二年、復爲刺史、元壽二年、復爲牧、後漢光武建武十八年、復爲刺史、外十二州各一人、其一州屬司隸校尉、漢刺史乘傳、周行郡國、無適所治、中興所治、有定處、舊常以八月、巡行所部、錄囚徒考殿最、初歲盡詣京師奏事、中興但因計吏、不復自詣京師、雖父母之喪、不得去職」と見えて居り、その注に引ける朱博の哀帝への奏文に、「漢家立、置郡縣、部刺史奉使典州、督察郡國、吏人安寧、故事居部九歲、舉爲守相、其有異材功效著者、輒登擢、秩卑賞厚、咸勸功樂進、今增秩爲牧、以高第補九卿、其中材則苟自守而已、恐功效陵夷、姦宄不禁、臣請罷牧置刺史、如故奏可」^ミある通りに、「奉使典州、督察郡國」するものでは

あるが、位は下大夫、秩は六百石で、秩錄身分共に郡守國相よりも卑く劣つて居り、「居部九歲」、功效の著しきものがあつて、始めて登擢せられて郡守國相たるに至るのであり、州牧とはその位秩の相違著しきものが存するのである。而して三國曹魏の時代もその官制は多く後漢の制に據つたのであるから、州刺史の職務位秩はまた之れと略同様であつたことゝ推考せられるのである。

然るに、魏志倭人傳の場合について考ふるに、伊都國に駐劄した一大率は、女王の命を奉じて、諸國を檢察したといふのであるから、その職務は恰も漢魏に於ける刺史に類するものであり、たゞ刺史は郡守、國相を督察したのに對して、大率は諸國を檢察せし點に於て相違を見るのであるが、當時なほ郡縣の制を有しなかつた倭人國に於ては、蓋し當然の事情であらうと考へる。さればかの「於國中一有」如「刺史」とある記事は、その大率は國々の中で刺史の如き性質の官であるといふ意味を述べしものであり、決して大率以外に「中央政府より派遣せられたる地方官」の存在を意味するものでもなければ、「大和朝廷の任命したる大化前の國司の如きもの」を意味するものでもないのである。殊に漢魏に於ける刺史なる官職の性質は、斷じて國司に類するものではなく、明かに大率に類することなることは、明白なるところである。隨て那珂博士の解説を以て正鵠を得たるものといはなければならないのであるが、たゞ當時倭人國に於ける諸國王は、なほ半獨立國の状態で、その統括者たる邪馬臺國王に對し、相當の自主

權を有せしものかと推せられるのであり、かつその「一大率」の性質は「刺史」に類するものがあるといふのであるから、諸國王に對する一大率の關係は、恰も郡守國相に對する刺史の如き關係で、その檢察者ではあるが、而もその身分は恐らく劣位にあつたこと、推せられるので、「諸國の君長の上に大率ある有様は、漢魏の世に諸郡守國相の上に州刺史ありて、督察するに似たり」と云はんよりも、「諸國の君長に對して大率ある有様は、漢魏の世に諸郡守國相に對して州刺史ありて、督察するに似たり」と改めた方が、より正確なる表現ではないかと考へられるのである。

つぎに、「王遣レ使詣ニ京都、帶方郡、諸韓國ニ及郡使ニ倭國、皆臨レ津搜露、傳送文書、賜遺之物、詣ニ女王ニ不得ニ差錯」とある記事であるが、那珂博士は之れについて、「サテ王遣使云々ノ王ハ、伊都國王、邪馬臺國王ハ下文ニ女王トアレバ、コノ王トハ別ナリ。臨レ津搜露傳送文書賜遺之物ハ王遣レ使云々ト郡使ニ倭國ニトノ兩方ニ係リテ聞ユレドモ、詣ニ女王ニ不得ニ差錯ハ郡使ニ倭國ノミニ係リテ、王遣レ使云々ニハ係ラズ。コノ處文勢稍穩カナラズ。恐ラクハ誤脱アラン。前文ニ郡使往來ノ時、常ニ伊都國ニ駐リシ由見エタルハ、此ノ大率ガ臨津搜露云々ノ事アルガ爲ト聞ユレバ、女王ノ勢力ハ更ニモ云ハズ、大率ノ權威ノ程モ思ヒヤラル、ナリ」と論じて居られるのである。

けれども、「王遣レ使云々」の王をば伊都國王とせらるゝのは、如何であらうか。もとより下文に邪馬臺國王のことは「詣ニ女王ニ云々」と記るされてはゐるが、魏志の編者は邪馬臺國王をば常に「女王」といふ名

で記るしてゐるのではないのであり、たゞへば一方に於ては、「倭女王、遣大夫難升米等、詣レ郡求_下詣ニ天子朝獻」と記るしながら、他方に於ては、「倭王因_レ使上表、答_ニ謝詔思」とあり、而も何れも邪馬臺國女王卑彌呼を意味するものなることには、何等の疑問も存しないのである。さればこの場合に於ても、一方に「王」と記るし、他方に「女王」とあるからといつて、前者は伊都國王を意味し、後者は邪馬臺國女王として、二者を區別しなければならない理由は、更に存しないのである。元來卑彌呼は「親魏倭王」に封せられたのであるから、正式には寧ろ「王」と記るすべき譯であり、「女王」といふのは、たゞ便宜上の呼方に過ぎないのである。のみならず、その文意の上から見るも、この「王」を以て伊都國王を見るよりも、邪馬臺國王を見た方が、その使を魏の京都、帶方郡、諸韓國に遣はしたといふ事實より見て、もとく魏志倭人傳の主意眼目が邪馬臺國女王の遣使親魏の事實を傳ふるの點であることを、相照應するのであるから、更に一層有理正當なる解釋であらうと考へる。

それから、那珂博士は「臨レ津搜_ニ露傳送文書、賜遺之物」と讀まれたらしいのであり、この文句は「王遣_レ使云々」と「郡使_ニ倭國」との兩方に係るやうなるに、「詣ニ女王_ニ云々」なる文句が、「郡使_ニ倭國」のみに係りて「王遣_レ使云々」には係らないことが、文勢上穩かならず思はれるとせられるのであるが、然し「臨_レ津搜露_ニまでを切り、「傳送文書賜遺之物」を下文に附して讀む時は、文勢上もさほどに不穩とはならず、必ずしも誤脱ありとして見るの要もあるまいかとも考へられるのである。蓋しこの部分も前文より引續

きて、かの「一大率」の職務について述べてゐるのであるから、「伊都國に駐劄して、恰も漢魏の刺史の如く、諸國を檢察する任に當つてゐる大率は、同時に王が使節を魏の京都、帶方郡、諸韓國に遣はす場合にも、また帶方郡が倭國に使する場合にも、皆自ら津に臨んで搜露檢察すべき任務をも帶びてゐたのであり、かくて魏帝より傳送の文書賜遺の物なども、差錯を生ずることなく、女王に詣らしむべきであつた」といふ意を述べたものとして解し、殆ど何等の不穩當をも感じないのである。これは「王遣レ使云々」の王を伊都國王を意味するものと解しても、或は邪馬臺國王を始め、凡ての倭人の諸王を意味するものと解しても、その全體の文意には更に影響を及ぼさないのであるけれども、この場合からも嚴重なる女王統括の下に於て、諸國王が勝手に魏都にまでも使節を出し得たとは、到底考へられないのであるから、予は曩に論じた通りの理由によりて、この王とかの女王とは全く同一人を意味するものなることを信ずるのである。

なほ、この文句について議論のもととなることは、那珂博士も指摘せられた通りに、前文伊都國のことと述べし條に、「縣使往來常所レ駐」とある記事との間に、或種の聯絡を覗めんとする爲めであるが、那珂博士が「前文ニ郡使往來ノ時、常ニ伊都國ニ駐リシ由見エタルハ、此ノ大率ガ臨津搜露ノ事アルガ爲ト聞ユ」といはれたのは、恐らく正鵠を得たる見解であらうと考へる。或はこの記事をば「傳ニ送文書賜遺之物、詣ニ女王、不得ニ差錯、」と読み、前文の「郡使往來常所レ駐」とある記事を參照し、「魏王から送られた

詔書や品物は、伊都國の長官が之れを受取り、女王に傳送したのであり、帶方郡吏は伊都國に抑留せられたもの」となす説も見ゆるのであるが(歴史教育第二卷第五號安藤氏論文)、然しこれはその文派上困難な讀方であり、もしかやうに讀ませるつもりであるならば、文書の次ぎに「及」といふ文字を加へるか、或は文書の上に何等かの説明語を加へて、下の字句に對せしむべきではないかと察せられるのである。

かつこの一節は明白に女王より派遣せられ、伊都國に駐劄した、一大率の任務について説明せるものであるから、臨津搜露のことと當り、魏帝より傳送の文書や賜遺の物を差錯を生ぜずして女王に詣らしむべき任に當つたものは、勿論一大率であり、決して「伊都國の長官」でなかつたことも、亦明白なることである。之れ蓋し當時なほ原始的氏族國家對立の時代であり、たゞひ邪馬臺國の威力の下に壓服せられてゐる國々といへども、必ずしも心を緩す譯には行かない時代であつたから、是等を検察する爲めに、特別なる官吏の派遣駐劄も必要であり、魏都、帶方郡、諸韓國への使節派遣の際や、帶方郡より使節往來の際などにも、特別の注意検察を必要としたのであり、魏帝より傳送の文書や賜遺の物が間違なく女王の手許に詣る爲めには、伊都駐劄大率の特別なる保護警戒を要したことと、述べたものとして認むべきである。

凡べて史實の真相を得るが爲めには、まづその當時の人々の心理にたちかへりて、その史料に對しなければならないことは、史學研究上の初步的心得である。だからその支那に關する場合でも、現在亞細

亞第一の強國たる日本國民の心理によりて、支那文明に對する憧憬崇拜の念に支配せられ、その封冊賜物を得て名譽とし、利益とした當時の史實を解釋せんとするが如きは、最も戒しめなければならないことである。されば當時魏の皇帝よりの使節が冊封賜物を奉じて渡來せる場合に、之れを以て前古未會有の名譽とした筈の邪馬臺國女王及び有司が、之れを伊都國に抑留して邪馬臺國に入らしめなかつたといふことは、到底考ふべからざる時代錯誤の謬想である。

のみならず、たゞ百歩を譲りてかの文句をば、「文書賜遺之物を傳送し云々」を讀み得たとするも、之れによりて魏の使節を伊都國に抑留したことの意味ともならないのである。何せなれば大率が津に臨んで搜露し、魏よりの文書賜遺之物を傳送したとだけでは、その使節も共に行つたとして見て文面上何の不都合も存しないのであるから、この場合論者がその使節の伊都國に抑留せられにことを確證する、有力な史料として引用するものは、即ち前文に「郡使往來常所_レ駐」とある一句であらうと思はれるが、之れは既に多くの論者が同一の目的を以て利用したところであるけれども、それ等の論者は皆之れを以て自己の所説に利用せんとする願望に急なるの餘り、「常所_レ駐」といふ語句にのみ注目し、その前の「郡使往來」なる語句を忘却無視するの傾向に陥つてゐるのである。もしこの語句を忘却無視することなくして、その全文の意を解する時は、即ち「郡使が邪馬臺國へ往來する場合に、その途中で、常に伊都國に駐まること」を意味したものを見るべき

である。もし郡使が伊都國まで行ひて歸つたものであるならば、「郡使常所^レ駐」とあるだけにて、十分な譯であり、帶方郡から邪馬臺國への往來の途中に位置する伊都國であるからこそ、特に「郡使往來」と記するす必要も存するのである。されば「郡使往來常所^レ駐」なる文句は、魏使の伊都國に抑留せられたことを意味するものではなく、却つて郡使が邪馬臺國へ往來せしことを證するものであり、その往來の途中で、伊都國に駐まつたのは、曩に述べたやうに、邪馬臺國女王より派遣せられ、伊都國に駐劄せる一大率の郡使接待に關する事情に基くものなることは、殆ど疑ひなきところであらうと考へられるのである。

なほこの事情はその後隋使、唐使、元使、明使の渡來せし場合の史實と對比することによりて、更に一層之れを明瞭ならしむることが出来るのである。即ち隋の裴世清が煬帝の使節として來朝せし時には、曩にも述べた通りに欵待之れ勉めたのであるが、推古天皇の十六年夏四月に筑紫に著し、六月十五日難波津に著し、八月三日京に入り、同月十二日唐客を朝廷に召して、使旨を奏せしめることとなり、「そこで隋國よりの賜物を庭中に置き、裴世清親ら書を持ちて、兩度再拜、使の旨を言上して立ち、阿部臣庭に出でゝ、その書を受けて進み行き、大伴囂連が迎へ出で、書を受けて大門の前の机の上に置て之れを奏し、事畢て退いた」といふのであり、ついで同月十六日隋客等を朝に饗し、九月五日更に客等を難波の大郡に饗し、同月十一日斐世清等は難波津を去り、歸途についたのであつた。推古天皇の頃となれば、書紀の内容もはや信ずるに足るべきものとなるのであるから、以上の記事も大體に於て誤りなきもので

あらうと思はれるのであるが、その都に到るまでに、筑紫に駐ること約一ヶ月、難波に駐ること約一ヶ月半にして、漸く京都に入り、それより十日目に漸く入廷拜奏の儀が行はれたのである。推古天皇の十六年は西紀六〇八年であるから、正始元年(西紀一四〇年)に邪馬臺國女王が始めて魏使を迎へたよりも、實に三百六十八年を隔てゝゐるのであり、隨つてその文野の程度はもとより著しき相違があり、書紀には「東天皇敬白ニ西天皇云々」と記るせりとあり、隋書倭國傳には「新羅百濟皆以レ倭、爲ニ大國多ニ珍物、并敬ニ仰之、恒通レ使往來、大業三年(西紀六〇七年)、其王多利思比孤、遣レ使朝貢、(中略)其國書曰、日出處天子、致ニ書日沒處天子、無レ恙云々、帝覽レ之不レ悅、謂ニ鴻臚卿曰、蠻夷書有ニ無禮者、勿ニ復以聞、明年(西紀六〇八年)、上遣ニ文林郎斐世清、使ニ於倭國」であるやうに、新羅百濟よりは大國として認められ、自ら隋と對等の國として、始めて自覺ある國書を作成せし、この時代に於てすらも、隋使の來朝を歎待敬重せしことは、書紀の明記するところである。而もかくの如き時代に於てすら、小野妹子等が隋使斐世清等と共に歸朝せし時、「爰妹子臣奏曰、臣參還之時、唐帝以レ書授レ臣、然經ニ過百濟國ニ之日、百濟人探以掠取、是以不レ得レ上、於是羣臣議之曰、夫使人雖レ死之不レ失レ旨、是使矣、何怠之失ニ大國之書哉、則坐ニ流刑」時天皇勅之曰、「妹子雖レ有ニ失レ書之罪、輒不レ可レ罪、其大國客等聞之、亦不レ良、乃赦之不レ坐也」と書紀に記るされてゐる通りに、百濟通過の際大切な隋の國書を百濟人に掠奪されたといふのである。尤もこの場合百濟人に國書を奪はれたといふことが、事實であつたかどうか疑はしく、或は「帝覽レ之不レ悅」と隋書

にも記るしてゐる位であるから、煬帝の書は我が國の自負心を傷けるが如き種類のものであつたので、之れを掠められたと稱したのかも測られないが、然しこの時代に於てすらも、かくの如き口實があり得べきことゝして認められ得たことは、この傳へによりて推知され得ることである。況んやそれより更に三百六七十年前に於て、かくの如き方面にも亦特別の注意を必要とせしは、當然のことであり、伊都駐劄の大率が臨津搜露差錯なきに努めたことは、またその當然の任務であり、爲めに郡使をしてその往來の途中、暫らく伊都國に駐らしむるに至つたことも、亦必然の事情であつたことゝ推せられるのである。

つぎに舒明天皇四年、即ち唐の貞觀六年(西紀六三二年)、唐使高表仁が來朝した時には、書紀による
と「四年秋八月、大唐遣高表仁、送三田秬、共泊于對馬(中略)、冬十月辛亥朔甲寅、唐國使人高表仁等
到于難波津、則遣大伴連馬養、迎於江口、船三十二艘及鼓吹旗幟、皆具整鎧(中略)、五年春正月己卯朔甲
辰、大唐客高表仁等歸國、送使吉士雄摩呂、黑摩呂等、到對馬而還之」、とあり、唐書日本傳には「太宗貞
觀五年(西紀六三一年)、遣使者入朝、帝矜其遠、詔有司、母拘歲貢、遣新州刺史高仁表、往諭、與王
爭禮不平、不肯宣天子命而還」とあり、舊唐書倭國傳にも「貞觀五年、遣使獻方物、太宗矜其道遠、
勅所司、無令歲貢、又遣新州刺史高表仁、持節往撫之、表仁無綏遠之才、與王子爭禮、不肯宣朝
命而還」と見えてゐる。舊唐書には書紀と同じく「高表仁」とあるのが、新唐書には「高仁表」となつて居り、舊唐書には「與王子爭禮」とあるのが、新唐書には「與王爭禮」となつてゐるといふやうな、字句上

の相違はあるが、その文意は何れも「唐の使節高某が禮を争ひ朝命を宣べずして還つた」といふのであり、恰も書紀に難波まで來り、朝見せずして歸つたとあるその事情を説明してゐるのである。而してこの事實が外民族に對する古來の支那民族の心理をよく表明してゐるのであり、もし外民族にして臣禮を執ることを肯んせざれば、支那人土は常に之れとの國交を斷つを辭せないのである。蓋しその國交を希望するものは、多くの場合支那にあらずして、外民族であるからである。されば邪馬臺國女王卑彌呼の場合のやうに、自ら進んで臣禮を執り、國交を覗めたものが、魏の封冊を奉せる使節をば、伊都國に抑留したなどゝは、常識上考へられないことであり、もしかくの如き態度に出でたとすれば、魏の使節は勿論使命を宣べずして歸つたに違ひないのであり、隨つて「奉_ニ詔書印綬_ニ詣_ニ倭國_ニ拜_ニ假倭王」といふが如きことの起り得べきはなく、また「倭王因_ニ使上表、答_ニ謝詔恩_ニ」だの、更に正始四年に「倭王復遣_ニ使大夫伊聲耆拔邪狗等八人」だの、正始八年に倭女王卑彌呼と狗奴國男王卑彌弓呼との爭鬭を聞き、「遣_ニ塞曹掾史張政等、因_ニ齋_ニ詔書黃幢_ニ拜_ニ假難升米_ニ爲_レ檄告_ニ喻之_ニ」だのいふが如き、極めて親密なる關係を持続しえべきはずもあるまいと考へられるのである。

なほ、元使來朝の場合は、始めより戰を辭せざる覺悟であつたから、之れを太宰府に抑留して歸らしめたのであるが、その結果は即ち文永、弘安の來襲となつたのであり、明使の場合はもとより媾和の使節ではあつたけれども、既に和議成立後で、我に平和の意思があつたのであるから、秀吉は當時政府の

所在地であつた大阪で、明の使節を引見したことは周知の事實である。

要するに、邪馬臺國女王卑彌呼の時、詔書賜物を奉じて渡來した魏の使節が、邪馬臺國まで行かないで、伊都國に抑留せられたものであるとなす所論は、その行程が不彌國までは里數で記るされるのに、投馬國及び邪馬臺國に至るもののが、日數となつて居り、而も頗る過大なる日數が挙げられてゐる事實によりて困惑し、「郡使往來常所レ駐」とあり、また「傳送文書、賜遺之物」とある文句を曲解し、他の諸種の事情を凡べて忘却無視せるが爲めに陥れる謬見であり、かくの如きは古來の支那人の心理を知らず、また古代日本人の心理を忘却するものといはなければならないのである。

尤も、日本書紀によると、天智天皇三年(西紀六六四年)五月の條に、「百濟鎮將劉仁願、遣_ニ朝散大夫郭務悰等_ニ進_ニ表函與_ニ獻物_ニ」とあり、同年十月の條に、「發_ニ遣郭務悰等_ニ、是日勅_ニ中臣內臣、遣_ニ沙門智祥、賜_ニ物於郭務悰_ニ、戊寅饗_ニ賜郭務悰等_ニ」とあり、同年十二月の條に、「郭務悰等罷歸」とあり、同四年(西紀六六五年)九月の條に、「唐國遣_ニ朝散大夫沂州司馬馬_ニ上柱國劉德高等_ニ」とあり、その注に、「等謂_ニ右戎衛郎將上柱國百濟將軍朝歐大夫上柱國郭務悰凡二百五十四人、七月二十八日、至_ニ于對馬、九月二十日、至_ニ于筑紫、二十二日、進_ニ表函焉」とあり、同年十一月の條に、「饗_ニ賜劉德高等」とあり、同年十二月の條に「賜_ニ物於劉德高等、是月劉德高等罷歸、是國遣_ニ小錦下守君大石等大唐、云々」があり、その注に、「等謂_ニ小山坂合部連石積、大_ニ乙吉土岐彌、吉士針間、蓋送_ニ唐使人乎」とあり、同六年(西紀六六七年)十一月の條に、百濟鎮將軍

劉仁願、遣熊津都督府熊山縣令上柱國司馬法聰等、送大山下境部連石積等筑紫都督府、己巳、司馬法聰等罷歸、以小山下伊吉連博德、大乙下笠臣諸石爲送使」とあり、また同十年(西紀六七一年)春正月の條にも「百濟鎮將軍劉仁願、遣李守眞等上表」とあり、同年七月の條に「唐人李守眞等、百濟使人等、並罷歸」とあり、同年十一月の條に「對馬國司遣使於筑紫大宰府」言、月生二日、沙門道久、筑紫君薩野馬、韓嶋勝婆娑、布師首磐、四人從唐來曰、唐國使人郭務悰等六百人、送使沙宅孫登等一千四百人、總合二千人、乘船四十七隻、俱泊於比智嶋、相謂之曰、今吾輩人船數衆、忽然到彼、恐彼防人驚駭射戰、乃遣道文等豫稍披陳來朝之意」云々と見えてゐるのであるが、その中で天智天皇の三年、六年及び十年の場合は、何れも百濟の鎮將軍劉仁願が派遣せし使節となつて居り、四年九月の條に見ゆる劉德高等の一行だけが、唐國の遣使となつてゐるのである。新舊唐書の百濟傳によると、高宗の龍朔三年即ち天智天皇二年(西暦六六三年)に百濟及倭の援軍を破り、全く百濟を滅した後、劉仁願等は軍を勒して還り、劉仁軌が代つて、兵を率ゐて鎮守したといふのであり、その翌年に郭務悰等が來朝したのであるから、書紀に劉仁願はあるのは、劉仁軌の誤記であるといふ、古人の所説は正しいものと見るべきであらうが、是等の遣使の事實は、新舊唐書共に何等記するところがないのである。これ蓋しその何れも唐の皇帝よりの遣使ではなく、中央政府の關與せざるところであるが爲めであらうと推せられる。隨つてその使節等は果して帝都まで來たものであるかどうかも疑はしいのであり、四年九月の劉德高等の場合は、その注に「九月二十日至于筑紫」。

二十二日進表函焉と明記してあり、六年十一月の司馬法聰等の場合も、「送天山下境部連石積等筑紫都督府、己巳司馬法聰等罷歸」とあるので、何れも筑紫までにて還つたことは明白であるが、たゞ三年五月の條の郭務悰等及び十年正月の李守眞等の場合は、何處まで來たものか明記がないのであるけれども、前者の場合は僅かに「遣沙門智祥賜物於郭務悰」といふ位の簡単な待遇であり、後者の場合には如何なる待遇を與へたか、全然それについての記載を缺いてゐる程の有様であるから、何れも恐らく筑紫までにて歸つたものかと推考せられるのである。されど、或は四年九月の場合だけは「唐國遣朝散大夫沂州司馬上柱國劉德高等」とあるのであるから、之れをば唐の朝廷より派遣せる使節であるとなし、隨つて「是歲遣小錦下守君大石等大唐」とあるのも、唐の京都に遣したものと認め、爲めに之れを以て唐使を筑紫に抑留し、而も我が使節の唐都に至れる實例として主張せんとするが如き論者も、またあり得るかと思はるゝのであるが、然し之れもやはり劉仁軌よりの依節ではあるけれども、而も恐らく唐國の名を以て派遣せしものにあらざるかを思はしむる證據が存するのである。即ち唐書卷一百八劉仁軌傳を見るに

及封太山、仁軌乃率新羅、百濟、儋羅、倭、四國酋長、赴會、天子大悅、擢爲大司憲、

とあり、舊唐書卷八十四劉仁軌傳には

麟德二年、封泰山、仁軌領新羅及百濟、耽羅、倭、四國酋長、赴會、高宗甚悅、擢拜大司憲、

と見えてゐるが、唐書卷三高宗本紀によると

麟德二年十月壬戌、帶方州刺史劉仁軌、爲三大司憲、兼知政事、丁卯、如泰山、大有^レ年、乾封元年正月戊辰、封于泰山、庚午、禪于社首

とあり、舊唐書卷四高宗本紀上には

麟德二年冬十月戊午、皇后請封禪、司禮太常伯劉祥道、上疏請封禪、（中略）丁卯、將封泰山、發自東都（中略）、十二月丙午、御齊州大廳、乙卯、命有司、祭泰山、丙辰、發靈巖頓

とあり、ついで卷五高宗本紀下には

麟德三年春正月戊辰、車駕至泰山頓、是日、親祀昊天上帝於封禪壇、以高祖太宗配饗、己巳、帝昇山、行封禪之禮（中略）、壬申、御朝壇受朝賀、改麟德三年、爲乾封元年、

と見えてゐるのである。

ところで、麟德二年（西紀六六五年）は即ち天智天皇の四年に當るのであるから、その年の九月二十日に劉德高等が筑紫に著し、二十二日に表國を進め、同年十二月に罷歸つたのであるが、この年小錦下守君大石等を大唐に遣はしてゐるのであり、その註には「蓋送唐使人乎」とあるけれども、これは寧ろ唐の使人に伴はれて、まづ劉仁軌の許に行つたらしいのであり、翌年正月の封禪の禮に劉仁軌に率ゐられて、參會したものと推せられるのである。即ち劉仁軌が前後四回に亘り使節を派したのは、所謂招撫懷柔

を目的とするものであり、天智天皇四年の我が國よりの使節は、劉仁軌によりて巧みにその招撫懐柔策の成功を誇示する爲めに、利用せられたものと考へられるのである。さればこれを以て皇帝よりの使節と同一視すべきでないことは明白なることであらう。

なほ、淳仁紀天平寶字五年（西紀七六一年）八月の條に、「迎藤原河清使高元度等、至自唐國、初元度奉レ使之日、取勃海道、隨賀正使楊方慶等、往於唐國、事畢欲レ歸（中略）、即令下中謁者謝時和、押領元度等、向蘇州、與刺史李姑、平章、造船一隻長八丈、并差押水手官越州浦陽府折衝賞紫金魚袋沈惟岳等九人水手、越州浦陽府別將賜綠陸張什等三十人、送元度等、歸朝於太宰府安置」とあり、翌六年正月六日の條に、「遣參議從四位藤原惠美朝臣真光、饗唐人沈惟岳等於太宰府、賜大使以下祿有差」とあり、所謂唐の大使と稱する沈惟岳なるものが、迎藤原河清使高元度等を送りて、我が國に來たのであるが、その時も太宰府まで入京はしなかつたやうであるから、或は支那の使節の太宰府に抑留せられた一例となすものがあるかも測られないが、この時は書紀の本文によりて明かなるやうに、特に唐の天子よりの使節として國書を奉じて來たものではなく、たゞ高元度を送らんが爲め、派遣されたものであり、隨つてその身分も低く、勅命によりて中謁者（漢代では中謁者といつたが、唐書百官志には内謁者となつてゐる。内侍省に屬する從八品下の官である）謝時和が蘇州で刺史等と相談の結果、任命した差押水手官九人の筆頭で、折衝賞紫金魚袋を附與された、いはゞ三十人の水夫取締掛長とでも稱すべき人物に過ぎな

かつたのである。されば淳仁紀天平寶字六年五月十九日の條に、「太宰府言、唐客副使紀喬資已下三十八人、狀云、大使沈惟岳、贓汙己露、不レ足レ率レ下、副使紀喬容、司医晏子欽、堪レ充レ押領、伏垂_ニ進止、府官商量、所レ申有レ實、報曰、大使副使並是勅使、謝時和與蘇州刺史、相量所レ定、不レ可ニ改張、其還レ鄉之祿、亦依レ舊給」と見えてゐるやうに、唐客三十八人のものが大使沈惟岳の竊盜的汙行を指摘して訴へて來たので、太宰府の官が取調べたところが、事實であつたといふやうな事件すらも生じてゐるのであるが、とにかく彼等を送る爲めに「送唐人使」も任命され、同年七月に出發するつもりであつたらしいのであるが、風波の爲めに渡海するを得ず、また安史の亂の爲め朝參の路が通じ易からずといふので、天平寶字七年正月十七日の條に、「於レ是勅ニ太宰府ニ曰、唐國荒亂、兩家爭レ雄、平殄未レ期、使命難レ通、其沈惟岳等、宜下往往安置優厚供給、其時服者並以府庫物_ニ給_ヨ如懷レ土情深、猶願レ歸_レ鄉者、宜下給_ニ駕船水手、量レ事發遣_ヨ」と見えて居り、その任意の行動に委せたやうである。但、安祿山は天平寶字元年即ち肅宗の至德二載（西紀七五七年）正月に、その子安慶緒の爲めに殺され、同三年（肅宗乾元二年）三月に、安慶緒も亦史思明に殺され、同五年（肅宗上元二年）三月に、史思明も亦その子史朝義に殺され、同七年（代宗廣德元年）には史朝義も亦李懷仙に殺され、所謂安史の大亂も殆ど鎮定に歸せし時であつた。かやうな事情であつたから、この唐客等が終に入京しなかつたのは、當然のことであらうと推せられるのである。

それから、光仁紀寶龜九年（代宗大曆十三年）十月二十三日の條に、「遣唐使第三船、到泊肥前國松浦郡

橋浦（中略）、正月十三日、到長安城（中略）、十五日、於宣政殿禮見、天子不衡、是日、進國信及別貢等物、天子非分喜觀、班示群臣、三月二十二日、於延英殿對見、所請並免、即於內裏設宴、官賞有差、四月十九日、監使楊光耀宣口勅云、今遣中使趙寶英等、將信物、往日本國（中略）、二十四日、事畢拜辭（中略）、但今唐客隨臣入朝、迎接祇供、令同蕃例、臣具牒大宰府仰令准擬」とあり、同月二十八日の條に「勅大宰府、得今月二十五日奏狀、知遣唐使判官滋野等乘船到泊、其寄乘唐使者、府宜且遣使勞問、判官滋野者速令入京」とあり、また同年十一月十日に、遣唐使第四船が薩摩國飯嶋郡に來泊し、十三日に第二船が薩摩國出水郡に到泊して居り、第一船は海中で中斷され、舳艤各分れ、艤は飯島に舳は肥後國天草郡に着したといふのであるが、その天草郡に着した判官大伴宿禰繼人よりも、詳細な報告が出て居り、それによると「三月二十四日乃對龍顏奏事」とあり、また「差内使掖庭令趙寶英、判官四人」賚國土寶貨、隨使來朝、以結隣好（中略）、十一月五日、得信風、第一船、第二船、同發入海、比及海中、八月初更、風急波高、打破左右棚根、潮水滿船（中略）、副使小野朝臣石根等三十八人、唐使趙寶英等二十五人、同時沒入、不得相救」といふのであるから、趙寶英を始め二十五人の唐客は途中で溺死したのであり、第三船で松浦郡に到著した唐客は、即ち孫興進等であるらしく、十年五月三日の條に「唐使孫興進、秦憲期等、朝見、上唐朝書、并貢信物」とあり、十七日の條に「饗唐使於朝堂、云々」を見えてゐるのである。すなはちこの場合は、國書を奉ぜる正式の使節であるから、その入京朝見せることは、もと

より當然な譯である。

されば、後世の是等の實例より見るも、魏の皇帝の詔書を奉ぜる使節が、女王卑彌呼の都に行かなかつたことは、到底考へられないことであると同時に、唐書舊唐書の本紀東夷傳を通じて、我が國への唐の使節に關する記事は、太宗貞觀五年の使節高表仁の外は、劉德高でも、司馬法聰でも、沈惟岳は勿論、趙寶英や孫興進なども、全然記るされてゐないのであり、殊に百濟鎮守劉仁軌からの使節なども、全くその記事を有しないのであるから、魏の場合といへども、その記事がないからとて、帶方郡守などから の使節が、全然なかつたと斷定する譯には行かないのであり、隨つて「郡使往來常所駐」とある場合の郡使や、「郡使倭國」とある文句の意味なども、必ずしもたゞ魏志に明記されてゐる事實だけに、限るべきではあるまいとも考へられるのである。

二五

つぎに、倭人國の史實に關する記載として、

其國、本亦以男子爲王、住七八十年、倭國亂相攻伐、歷年乃共立一女子爲王、名曰卑彌呼、事鬼道、能惑衆、年已長大、無夫婿、有兄弟、佐治國、自爲王以來、少有見者、以婢千人自侍、唯有男子一人、給飲食、傳辭、出入居處宮室、樓觀城柵嚴設、常有レ人持兵守衛、

といふ一節があり、更に魏の景初三年倭女王卑彌呼入貢の記事となるのである。是等の史實につき内藤博士は女王卑彌呼を以て倭姫命とし、男弟であるを男兄の誤りで、景行天皇を指し奉るものとし、隨つて女王國が狗奴國と相攻撃せりといふを、景行天皇の熊襲親征の事に該當するものと断ぜられたのであつた。かつ「倭國亂相攻伐」とあるは、北史、梁書によりて漢靈帝光和中の内亂とし、之れを以て「崇神垂仁の二朝に於ける百姓流離、或有^ニ背叛^ニ」により、神祇を崇敬せしこと、武埴安彦の叛、四道將軍の出征、挾穂彦の亂などに當る者とせんには、其間五六十年にして長短頗る當を得る者の如し。是れ我が古史の紀年を定むるに於て、亦甚だ有益なる資料たるべきなり」と論じて居られるのである。その後、卑彌呼の時代を以てまた同じく景行天皇の御世に擬するものが多少存するのであるが、喜田博士は曾て那珂博士も試みられたやうに、一世三十年といふ見當にて推定せられた、その推定紀年により、漢靈帝光和年間は崇神崩御の前十五年乃至二十年に當るので、卑彌呼を假りに光和の末年に立ちしものとするも、卑彌呼の死せしは、魏の正始八年以後であるから、その治世は少くとも六十四年を算することとなり、普通の事ではないが、又絶無の事でもないので、當時の少女が幸に長壽を保つたとすれば、その治世は推定年代によると、ほど崇神、垂仁、景行御三代の間に相當すべしとせられるのである。

けれども、その何れの所説も何等信頼するに足るべき史料に據られたのではないのであるから、隨つてその推論も亦要するに空想以上に出でないものとなつてゐるのである。實にその年代推定の困難なる

ことは、この問題を難解ならしめてゐる一大原因であるが、而もこの問題を解明するが爲めには、その年代の推定が最も根本的の條件なのであるから、是非共出来るだけの合理的なる方法によりて、之れを明瞭ならしむるやう、努めなければならぬのである。

而して、近時この年代の推定に最も力を盡されたのは、太田亮氏であるが、氏の年代推定の標準として利用されたものは、即ち書紀の太歲記事及び干支である。その中で干支が我が上代の紀年に重用せられたことは、曾て菅政友氏が論ぜられた通りであるが(星野博士史學叢說第一集「上世紀年私考」所引)、それももとより程度の問題であり、明かに後世よりの作爲と認めらるべき時代の干支までも、之れを尊重すべきでないことは、云ふまでもないことである。すなはち、用明、崇峻、推古諸天皇の頃までの干支紀年が、比較的信するに足るべきものであることは、菅氏が指摘して居られる通りに、法隆寺なる薬師佛造像記に「池邊大宮治^ニ天下^ニ天皇、大身勞賜時、歲次^ニ丙午^ノ年^ニ」とある丙午年が、用明天皇元年(西紀五八年)であり、銅像釋迦後光銘の「甲寅歲^ニ三月二十六日^ノ」とある甲寅歲が、推古天皇二年(西紀五九四年)であり、觀世音菩薩造像記に「歲次^ニ丙寅^ノ年正月生十八日^ノ」とある丙寅年が、同天皇十四年(西紀六〇六年)であるなど、推古天皇以後について金石器物の銘文による干支紀年の實例は、なほ多く列舉せられ得るのである。されば用明、崇峻、推古諸帝以前の紀年法も、亦同じく干支に據つたものであらうといふ推想も、生ずる譯であるが、日本書紀の神功皇后六十二年の條に引用せられてゐる百濟記には、「壬午年、新羅不レ

奉_ニ貴國_ニ云々とあり、また雄略天皇二年の條に引かれた百濟新撰には「己巳年、蓋齒王立、云々」もあり、同五年の條に引かれた百濟新撰には、「辛丑年、蓋齒王遣_ニ遣_ニ弟琨支君、向_ニ大倭_ニ侍_ニ天皇、以脩_ニ先王之好_ニ也」とあり、同二十年の條に引かれた百濟記には、「蓋齒王乙卯年冬、猶大軍來、攻_ニ大城」とあり、また繼體天皇二十五年の條の注には、「或本云、天皇二十八年歲次甲寅崩、而此云二十五年歲次辛亥崩者、取_ニ百濟本紀_ニ爲_レ文、其文云、大歲辛亥三月、師進至于安羅、營_ニ乞毛城、是月高麗弑_ニ其王安、又聞、日本天皇及太子皇子俱崩薨、由此而言、辛亥之歲、當二十五年矣、後勘校者知_レ之也」と見えてゐる。何れも用明天皇以前に關するものではあるが、たゞ是等の諸書の製作せられた年代が全く不明であるから、果して各時代の事實慣例を表はすものとして、認むることが出来るかどうか、もとより疑問である。而もその記録が神功紀以後に限られ、殊に雄略紀に最も多い事實は、特に注意すべきことであらう。

なほ、崇神天皇より推古天皇に至るまでの古事記注の崩御紀年が、同じく干支にて書かれて居り、從來諸學者が上古年代推定の標準として依頼したものであり、予も亦之れに準據して、上古年代の推定を試みたことが、既に二回に及んでゐるのであるが(史學雜誌第十二號所載「古事記及び日本書紀の新研究を讀む」)、然しこの干支崩御紀年が何れだけ信及び史學第一卷第一號所載「古事記及び日本書紀の新研究を讀む」、然しこの干支崩御紀年が何れだけ信賴せられ得べきものなるかについて疑問あることは、既に本居大人を始め明敏なる諸先覺の注意せられた通りであり、予も亦久しく前の私見について訂正の要あることを認めてゐるのである。すなはちまづた通りであり、予も亦久しく前の私見について訂正の要あることを認めてゐるのである。

第一に疑問とすべきことは、曩に引用して繼體紀の末尾に記るされた注文によると、「或本」には「天皇二十八年歲次甲寅崩」とあり、「百濟本記」には「大歲辛亥三月」に「高麗弑其王安」また「日本天皇及太子皇子俱崩薨」とあつたさうで、日本書紀はこの百濟本紀の傳へを取つて、その文をなしたとのことであるから、古事記注に「丁未年四月九日崩也」とある傳への外に、「甲寅年崩」といふ傳へも、「辛亥年崩」といふ傳へもあつた譯であり、その他にもまだ異説があつたのかも測られてゐるのである。而もこの場合書紀の編者が記注の崩御紀年について全く注意を拂つたらしくないことは、その記注の崩御紀年なるものが、本来古事記に附記されてはゐなかつたものであらうといふ考への方を、正當ならしむるものゝやうに認められるのである。蓋し記注の崩御紀年が書紀の崩御紀年と全く合致してゐるのは、たゞ最後の用明、崇峻、推古の三天皇と安閑天皇の場合だけであり、その他は皆一致を缺いてゐるのであるが、もし日本紀編纂の當時、既に古事記にかの崩御紀年が記注されてゐたとすれば、同じく勅命によりて撰錄せられ、日本紀よりも八年前に献上せられてゐる古事記の紀年をば、全然無視すべきはずなく、この場合にこれと著しく異なる紀年を定むることは、編者の手に餘程有力なる理由を有するのでなければ、頗る困難なる事情であらうと推せられるのである。然るに繼體天皇紀の場合のやうに、その推定の理由を説明せる時ですらも、「或本」といひ、「百濟本記」といふが如き書をば引用せるに拘はらず、古事記については、一言をも費さないといふことは、大なる疑惑を惹起せしむるに十分であらうと考へられるのである。

つぎには、曩にも指摘したやうに、支那の記録との間に見る不一致である。(史學第八卷第二號所載卑
說參照)すなはち宋書の帝紀及び倭國傳に倭國王の讚、珍、濟、世子興、武が遣使入貢せし記事あること
は、周知の事實であり、興は雄略天皇即ち大泊瀬幼武天皇、或は大長谷若健天皇なる御名の「タケ」の意
義によつたものであり、興は安康天皇即ち穴穂天皇(Anaho)の御名 ho の音、濟は允恭天皇即ち雄朝津
間稚子天皇(Oasatsuawakako)の sa の音、珍は反正天皇即ち瑞齒別天皇(Mitzuhawake)の tzu の音に
よりしものなるべからんは、まだ異論なきところであらうが、たゞ讚が履仲天皇即ち去來穂別天皇(Iza
howake)の za をうつせしものか、或は仁德天皇即ち大鷦鷯天皇(Oasagi)の sa をうつせしものかにつ
いては、なほ異論があるのである。蓋し宋書に武が興の弟で、興は濟の子となす關係は、記紀に記るる
れた雄略天皇が安康天皇の御弟で、安康天皇は允恭天皇の御子となす御關係と一致するのであり、また
濟と珍との關係は宋書には何とも記るされてないので、問題とはならないが、たゞ珍と讚との關係が宋
書では珍を讚の弟と記るしてゐるのであり、もしこの記事に重點を置く時は、當然讚は履仲天皇を意味
するものと見なければならぬことをなる譯である。けれどももし讚を以て履仲天皇を見る時には、讚
の入貢は宋書倭國傳によると、宋の武帝の永初二年即ち西紀四二一年と文帝の元嘉二年即ち西紀四二五
年の二回となつてゐるのであるから、履仲天皇の御治世がこの年代を抱括するものと見なければならぬ
こととなるのである。然るにもし應神天皇の崩御年代をば西紀四一四年となす、予の曩の推定をば正

しいものであるとすれば(史學第八卷第一號所載卑見)、仁德天皇の御世は僅かに西紀四一五年から四二〇年まで、六年以上には上り得ないこととなり、之れに對して履仲天皇の御世は少くとも西紀四二一年から古事記注の紀年によると四三二年まで、約十年間となるのである。書紀の紀年の當にならないことは、今更いふまでもないことではあるが、而も仁德天皇の御世を八十七年とし、履仲天皇の御世を六年反正天皇の御世を五年として居り、古事記でも仁德天皇の御年八十三歳、履仲天皇の御年六十四歳、反正天皇の御年六十歳とあるやうに、履仲反正兩天皇の御世は短かく、仁德天皇の御世は比較的長かつたものとして傳へられたらしいのであり、殊にその陵墓の如きは實に日本最大の山陵で、曩にも述べた通り、和泉國泉州北郡舳松村に於けるその陵丘の長さは、二百七十間に及び、三重の周溝を有して居り、次ぎは河内國南河内郡古市村大字譽田なる應神天皇陵で、陵丘の長さ二百二十五間、二重の周溝を有し、第三位は和泉國泉州北郡神石村大字上石津なる履仲天皇陵で、陵丘の長さ二百二間、二重の周溝を有して居り、實に我が國の山陵は仁德天皇陵を最頂點とし、その前後を以て最盛期に達してゐるのであり、この事實は同時にまた我が國運の隆盛を表示すると共に、仁德天皇の御治世の重要性をも亦暗示するものではないかといふ推想を、大ならしむるものが存するのである。されば履仲天皇の御世十年に對して、仁德天皇の御世をば僅かに六年と見ることは如何であらうか、疑ひなきを得ないのであり、またその音聲の上からも、イザホワケの za を寫せしものを見た方が、よ

り可能のやうに考へられるので、予はやはり宋書の讃を以て仁徳天皇を見たいのであり、隨つて仁徳天皇の崩御年をば曩に論じたやうに、宋の文帝の元嘉七年頃即ち西暦四三〇年頃となし、仁徳天皇の御世をば西紀四五五年より四三〇年頃まで、約十五六年間と推定すべきであらうと考へる。

されど、かく解することによりて、宋書倭國傳に珍(反正)をば讃の弟と記るしてゐる事實は、全く宋書の誤謬として排棄しなければならないのであるが、之れは恐らく履仲天皇の御世に遣使のことがなかつた爲めに、つぎの反正天皇の時に前天皇の御弟として傳へられた事實が、宋の方では前に使を派した讃の弟として記錄せらるゝに至つた結果であらうと推せられるのであり、かく解するが爲めには履仲天皇の御世の比較的短かゝつたといふことが、更に一層あり得べき事實として認められるのであり、この場合古事記注記を訂正すべき特殊の理由もないのであるから、履仲天皇の崩御年をば之れに從つて西紀四三二年とすれば、その在位は約二年となるのである。而もかくの如き誤謬は支那の記錄には珍らしからぬことであり、たゞへば唐時代の記錄について見るも、唐書日本傳に「欽明之十一年、直_ニ梁承聖元年、次海達、次用明、亦曰_ニ目多利思比弧、直_ニ隋開皇末、始與_ニ中國_ニ通、次崇峻、崇峻死、欽明之孫女推古立」と見えるのであるが、日本書紀によると梁の承聖元年は欽明天皇の十三年に當るのであるけれども、之れは何れが正しいか不明であるとするも、「海達」が「敏達」の誤りであり、用明天皇の御名を「目多利思比弧」とあるも誤りで、用明天皇の御名は「橘豊日」^{タチバナノトヨヒ}であり、もし強ひて之れに類似の御名を求むれば、舒明天

皇の御名「息長足日廣額」か、或は景行天皇の御名「大足彦忍代別」、成務天皇の御名「稚足彦」、仲哀天皇の御名「足仲彦」、神功皇后の御名「氣長足姫」などであるが、時代から見て、用明天皇に最も近い舒明天皇の御名を誤り傳へたのかとも考へられるのである。蓋し「多利思比孤」の名は北史倭國傳にも「及陳平、至開皇二十年、倭王姓阿每、字多利思比孤、號阿輩雞彌、遣使詣闕」と見えて居り、隋書倭國傳にも同様のことが記るるので、唐書の編者は用明天皇の御世をば「直隋開皇末」と誤解せる結果、即ち多利思比孤の名を以て直ちに用明天皇の御名として記したものがと推せられるのである。蓋し隋の開皇二十年(西紀六〇〇年)は日本書紀によると推古天皇の八年に當るのであり、舒明天皇の元年は唐の太宗貞觀三年(西紀六二九年)に當り、二十九年を隔てゝゐるに過ぎないのであるから、唐の李延壽(太宗高宗時代の人、北史を撰びしは貞觀中なるべし)によりて撰ばれた北史や、唐の魏徵(太宗貞觀十七年死)によりて撰ばれた隋書に、恰かも貞觀三年から同十五年まで十三年御位にあらせられた舒明天皇の御名をば、前代の御名として誤り傳ふることは、必ずしもあり得べからざることではないのであり、同時に宋の歐陽修によりて撰ばれた唐書に、同様の誤謬を傳ふることも、もとより當然のことであらうと考へられるからである。たゞ「阿每の多利思比孤」なる語は「天よりたり降つた日の御子」なる意義を有するものゝ如く思はれるので、當時或は天子の尊稱として、かやうな名稱が用ひられたことがあつたのではないといふ、多少の疑念も存するのである。けれども用明天皇以後の書紀の年代に誤りあるべしとも思は

れないので、用明天皇の御世を以て隋の開皇二十年頃となす、この記事の誤りなることは疑ひないのであるが、而もその誤りを相傳へてゐる記録であるから、貞觀時代の舒明天皇の御名をば用明天皇の御名と誤つたり、敏達を海達と誤る位のことは、不思議はないのであり、隨つて欽明天皇の十一年を梁の承聖元年をすることも、如何かと考へられるのである。

同様に、「始興ニ中國ニ通」とあるが如きも、「始めて隋と通ず」の誤りであらうと思はれるし、「椎古」が「推古」の誤りなることは勿論であらうが、その推古天皇をば欽明天皇の孫女孫女となすが如き、書紀には「天國排開廣庭天皇中女也」とありて、欽明天皇の御子なることは明かである。實にこの一行餘の文句の中にて眞に確實なる傳へは欽明の次ぎに敏達、用明、崇峻、推古の諸天皇が繼承せられたといふ事實だけで、それも「敏達」を「海達」「推古」を「椎古」と二つまでも誤り傳へてゐるのである。尤も「隋開皇末、始興ニ中國ニ通」とある文句の意義は或は、「日本國」なる名稱で中國に通じたのが、始めてゞあるといふ意味ではないかといふ疑惑も起らないではないが、然し隋書ではなほ全然日本國なる名稱を見ないのであり、たゞ大業三年遣使の際にその國書にかの「日出處天子、云々」と記るしたのと、推古天皇紀によると、唐の使節斐世清の歸國を送つた時、その使節小野妹子に附した上書に、「東天皇、敬白ニ西皇帝、云々」と記るしたと傳へてゐるだけである。唐書の東夷傳でもなほ倭國傳と日本國傳とを併記して居り、唐の高宗永徽四年(西紀六五三年)の遣使までは、倭國傳の中に記るし、則天武后の長安三年(西紀七〇三年)の遣使より後をば、

日本國傳に入れてゐるのであるが、また新唐書日本傳には「咸亨元年、遣使賀_ニ平_ニ高麗、後稍習_ニ夏音_ニ惡_ニ倭名_ニ更號_ニ日本、使者自言、國近_ニ日所_ニ出、以爲_ニ名」とあり、これによると咸亨元年(西紀六七〇年)即ち天智天皇九年の後に始めて日本の國號を撰定したこととなるのである。されば支那に對して公然日本國なる國名を稱するに至つたのは、恐らく長安三年遣使の時よりではなかつたかと疑はれるのであり、少くとも永徽四年或は咸亨元年より長安三年まで、約五十年或は約三十年の間に起つたことかと推せられるのである。なほ三國史記について見るも、新羅本紀孝昭王七年(唐嗣聖十五年、西紀六九八年)三月の條に、「日本國使至、王引_ニ見於崇禮殿」とあるのが、「日本」なる國號の見えてゐる最初であり、日本書紀の文面からも、隋の大業三年即ち推古天皇十五年以前に、「日本」なる國號の存在を認むることは、困難なる事情なのであるから(歴史教育第五卷所載「日本の國號について」参照)、「隋開皇末、始與_ニ中國_ニ通」とあるのは、やはり始めて隋に通じたことを意味するものと見るべきであらう。

それからまた、「孝德死、其子天豐財立、子天智立」とあるのも、孝德天皇の次ぎに御位に即き給うた、天豐財重日足姫天皇即ち齊明天皇は敏達天皇の曾孫、押坂彦人大兄皇子の孫、茅渟王の女で、舒明天皇の皇后であらせられたのであり、一度その後を承けて皇位を嗣ぎ、皇極天皇と申せしも、在位四年の後、その同母弟なる孝德天皇に御位を譲らせ給ひ、孝德天皇の崩御後、再び皇位に登り、齊明天皇と申せし次第なのであるから、唐書に「孝德死、其子天豐財立」とあるは、全然誤謬である。また「天智死、子天武立、

死子。總持立」とあるのも、天武天皇は天智天皇の同母弟であり、總持は持統の誤りで、持統天皇は天智天皇の第二女。天武天皇の皇后であるから、何れも全然誤謬である。「文武死、子阿用立、死子聖武立、改レ元曰白龜」とあるのも、文武天皇の後を受け給うた元明天皇は、御少名を阿閑皇女と申したので、阿用は阿閑の誤で、天智天皇の第四皇女、文武天皇の御母君であり、元明天皇に次いで御位にあつた、元正天皇をば脱して、元明天皇のつぎに、聖武天皇をばその御子として擧げて居るのであるが、聖武天皇は文武天皇の皇子なのであるから、元明天皇の皇孫に當る譯で、何れも全く誤謬であり、また聖武天皇の年號を「白龜」とあるのも、勿論「神龜」の誤りである。「聖武死、女孝明立、改レ元曰天平勝寶（中略）、孝明死、大炊立、死以聖武女高野姫爲王、死白璧立」とあるのも、孝明は孝謙天皇の誤で、聖武天皇の皇女ではあるが、孝謙天皇は聖武天皇の崩御後に皇位を受け給うたのではなく、禪讓により皇位に即き給うたのであり、聖武天皇は天平勝寶八年五月二日に崩ぜられたのであるし、大炊王即ち淳仁天皇も孝謙天皇の禪讓によりて、皇位を受け給ひ、所謂高野天皇（即ち稱德天皇）は孝謙天皇が淳仁天皇を廢して、再度皇位に即かれたもので、淳仁天皇の崩御の後に、その位を受け給うたのでないことは、何人も周知の事實であり、白璧も白壁王の誤である。

以上唐書に記された時代は、所謂遣唐使の往來最も頻繁であった時期で、我が國に關する智識は相當に豊富なるべきはずであるにも拘はらず、皇位の繼承に關しては、かくの如き誤謬が存するのである

から、宋書倭國傳に履仲天皇の御同母弟なる反正天皇(珍)をば、履仲天皇の御即位を知らずして、仁德天皇(讚)の御弟と記した位の誤謬は、寧ろ支那の記録には普通のこととして認むべきであらうと考へる。もし果して然りとすれば、履仲天皇の御世には遣使のことがなく、仁德天皇の遣使の後、直ちに反正天皇の遣使があつたものではないかとも考へられるので、西紀四三〇年の遣使は愈々仁德天皇の御世のこととして認むべきであらうと、推せられるのである。

けれども、もし西紀四三〇年の遣使をば仁德天皇の御世であるとすれば、古事記注に仁德天皇崩御年をば丁卯年(西紀四一七年)となす記事に一致しないこととなるのである。されば古事記注に記るすところも、必ずしもそのまゝに信ずる譯には行かないのであり、これは恐らく書紀編纂後に、何人かの手で、或る傳へによりて、記入されたものであらうと、推せられるのである。されど崇神天皇の頃までは、とにかくも干支紀年による何等かの傳へが、恐らく断片的に幾種にか傳へられたものがあつたのではないかも、疑はれるのであるが、而もそれ等の傳へが實際上崇神天皇以來の傳へであるかどうかは、もとより疑問とせざるを得ないのである。それでも拘はらず崇神天皇以前にまでも溯りて、書紀の干支紀年を利用せんとするが如き態度は、眞面目なる研究の目的を損ふものといはなければならないのである。この意味に於ては予は太田氏が餘りに干支を利用せられること、殊に神武天皇紀、綏靖天皇紀及び神功皇后紀の干支と太歲との關

係を重視せられ、たゞへば「神武天皇即位元年辛酉の年に太歳の記事を缺き、即位前七年甲寅の歳に之を載するは」「辛酉即位元年は辛酉革命の信仰より書紀作者が推定したるに過ぎないから、此歳太歳の古記録存せざりしに外ならずと考へられるが、甲寅に太歳と載するは、初期に於ける御歴代の内、即位が甲寅たりきてふ、古記録の存せし爲なりと考へなければならぬ」など、論ぜられるのは、予の最も遺憾とするところである。

元來、太歳とは何を意味するものかといふことは、議論の存するところであるが、淮南子天文訓には「斗杓爲小歲、正月建寅、月從左行十二辰、咸池爲太歲、二月建卯、從右行四仲、終而復始、太歲迎著辱、背者強、左者衰、右者昌、云々

とあり、また

「子爲開主、太歲、丑爲閉主、太陰、太陰在寅、歲名曰攝提格、其雄爲歲星、舍斗牽牛、以十一月、興之晨出東方、東井輿鬼爲對、云々

と見えてゐるのであり、明かに「太歲」は「小歲」に對するもので、「太陰」とは區別せられて居り、歲星の運行と反対の方向に周行する、「歲星の神靈」とも稱すべきものをば、「太陰」と呼んで居るのに對し太歲圓行の方向は歲星と同一で、もどく歲星を意味したもの、やうにも見えるのであり、また

「天神之貴者、莫貴於青龍、或曰天、或曰太陰、

とあるのによると、「太陰」は「天一」とも「青龍」とも呼ばれたものと見えるのである。然るに史記天官書には「太陰」なる語は見えず、「歲陰」が「太陰」と同一の意味に使用されて居り、而も太歲について「太歲在甲寅、鎮星在東壁」とあり、「太陰」と同一視するが如く見えるのであるが、更に爾雅釋天には「太歲」が史記の「歲陰」や、淮南子の「太陰」と同様の意に用ひられて居り、漢書天文志にも亦「太歲」を以て「歲陰」「太陰」と同一の意に用ひ居ること、爾雅の場合と同様であるのみならず、その後も「歲陰」「太陰」の名稱は見えないで、それと同一の意味には「太歲」なる名稱が常に用ひられてゐるのであるから、日本書紀の編者も亦この「太歲」なる語を以て、史記の「歲陰」淮南子の「太陰」「天一」など、同様に、歲星の神靈で、歲星と反対の方向に周行する、思想上の靈體を意味せしものなることは、疑ひなきところである。

而も、その靈體は淮南子にも「天神之貴者、莫_レ貴於青龍」とあるやうに、天神の中で最高のものを考へられて居るのであるが、他方に於て史記天官書にては、

中宮天極星、其一明者太一常居也、旁三星三公、或曰三子屬(中略)前列直斗口二三星、隨北端發、若見若不、曰陰德、或曰天一。

とあり、淮南子證言訓には

洞同天地、渾沌爲_レ樸、未_レ造而成_レ物、謂之太一。

と見え、漢書天文志にも

中宮天極星、其一明者、泰一之常居也（中略）前列直斗口三星、隨北昴銳、若見若不見、曰陰德、或曰三天。

とあり、なほ史記の封禪書には「天一、地一、太一」（漢書郊祀志には天一、地一、泰一とあり）などの稱も見えるのであるから、元來「太一」と「天一」とは區別して考へられたやうではあるが、而も淮南子天文訓に
紫宮執斗而左旋、日行一度、以周於天、云々
とあり、漢書天文志に

斗爲帝車、運于中央、臨制四海、云々

とあるやうに、また春秋緯合誠圖に

太一、離其位而乘斗、後九十日兵起

とあるやうに、所謂紫微大帝たる太一は、時に帝車北斗に乘じて、中央に左旋し、天を周るといふ思想から、その太一の徳を抽象して、之れを陰徳と名け、また天一と稱したのであり、その北斗による周行が木星の周行と全く反対なるにより、之れを以てまた歲星の神靈を認め、太陰或は歲陰と稱するに至り、ここに太一と天一即ち太陰或は歲陰、後の「太歲」との間に一致を來すこととなり、春秋緯合誠圖に
天皇大帝、北辰星也、含元乘陽、舒精吐光、居紫宮中、制御四方、冠有五采文、
とあり、三五歷記に

歲在攝提、元氣始肇、有神靈一人、十三頭、號曰天皇。

にあるが如き思想に基きて、我が國では「スマラミコト」を寫す漢文字として、「天皇」なる尊號をば使用することとなつたので、太歳と天皇との間に密接なる關係を認めんとする思想も、亦同時に輸入せらるることとなり、太歳の運行と天皇の聖運との間に特殊の一致を認めて之れを表示したのが、即ち書紀に太歳の記事が特記せられてゐる所以であらうと考へられるのである。この事實はまた既に文章博士三善宿禰清行の預論革命議及び請改元應天道之狀により、伴信友大人那珂通世博士等の論ぜられた通りに、我が國の古代紀年が易緯に「辛酉爲革命、甲子爲革命」とあり、鄭玄の注に「天道不遠、三五而反、六甲爲元、四六二六相乘、七元有三變、三七相乘、二十一元爲一蔀」などあるやうな、識緯家の辛酉革命説により、推古天皇九年辛酉から一蔀二十一元即ち一千二百六十年を溯りし辛酉の年を以て、神武天皇即位元年と定めたといふ所説とも、相應するものである。隨つてこの上古年代は日本書紀の編纂以前、恐らく推古天皇の廿七年に聖德太子、島大臣等が天皇記を錄せし時、既に議定せられたところであらうと推考せられるのである。

さて、神武天皇即位元年辛酉より推古天皇八年庚申まで、一千二百六十年を以て我が上代紀年と定めたことが、疑ひなき事實であるとすると、この年代をば如何に列聖の聖運に配當したかといふに、まづ便宜上日本書紀によりて、之れを表示すれば、左の通りである。

聖運表

尊號 即位 崩御

神武 辛酉 丙子

(空位 丁丑 戊寅 己卯 三年)

綏靖 庚辰 王子 三十三

安寧 癸丑 庚寅 三十八

懿德 辛卯 甲子 三十四

(空位 乙丑 一年)

孝昭 丙寅 戊子 八十三

孝安 己丑 庚午 百二

孝靈 辛未 丙戌 七十六

孝元 丁亥 癸未 五十七

開化 甲申 癸未 六十

崇神 甲申 癸未 六十八

垂仁 壬辰 辛卯 五十九

庚午 九十九

在位年數

記注干支

戊寅崩

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|-----|----|-----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 顯宗 | 清寧 | 雄略 | 安康 | 允恭 | 反正 | 履仲 | 仁德 | (空位 | 仲祿 | 神功 | 應神 | 祿哀 | 成務 | 景行 |
| 乙丑 | 庚申 | 丁酉 | 甲午 | 壬子 | 丙午 | 庚子 | 癸酉 | 辛未 | 壬申 | 庚寅 | 辛巳 | 壬申 | 辛未 | 辛未 |
| 丁卯 | 甲子 | 己未 | 丙申 | 癸巳 | 辛亥 | 乙巳 | 己亥 | 壬申 | 庚午 | 己丑 | 庚辰 | 庚辰 | 庚午 | 庚午 |
| 三 | 五 | 二十三 | 三 | 四十二 | 五 | 六 | 八年 | 二年 | 四十 | 六十九 | 九 | 一年 | 六十 | 六十 |
| | | | | | | | | | 甲午崩 | 壬申崩 | 丁卯崩 | 壬戌崩 | 乙卯崩 | |
| | | | | | | | | | 甲午崩 | 丁卯崩 | 壬申崩 | 壬戌崩 | 乙卯崩 | |
| | | | | | | | | | 己巳崩 | | | | | |

仁 賢 戊 辰 戊 寅 十一

武 烈 己 卯 丙 戌 八

繼 脖 丁 亥 辛 亥 三十五

丁未崩

(空位 壬子 癸丑 二年)

安 閑 甲 寅 乙 卯 二 乙卯崩

宣 化 丙 辰 己 未 四

欽 明 庚 申 辛 卯 三十二

敏 達 壬 辰 乙 巳 十四 甲辰崩

用 明 丙 午 丁 未 二 丁未崩

崇 峻 戊 申 壬 子 五 壬子崩

推 古 癸 丑 戊 子 三十六 戊子崩

然るに、是等列聖の各即位元年には、たゞへば推古天皇元年の條「是年也大歲癸丑」とあるやうに、必ず大歲の位置を示す記事が、記るされてゐるのであるが、たゞ神武天皇と神功皇后の場合だけが、他と異つて居り、神功皇后の場合は攝政元年の條に「是年也大歲辛巳」とあるばかりでなく、またその六十九年崩御の年にも「是年也大歲己丑」とあり、かつ卅九年の條にも「是年也大歲己未」と見えるのであり、

神武天皇の場合は御即位の元年にも崩御の年にも大歳の記事が見えないで、御即位よりも七年前、御東征に向はせられた年に「是年也太歲甲寅」とあり、また崩御の後三年目に「于レ時也大歲己卯」と見えてゐる。これは日本紀編者の特別の意圖に基くもので、是等列聖の聖運を定むる場合に、特に神功皇后の御年代に注意を拂ひ、神功皇后の聖運がまづ定まつて後に、之れを中心として、その前後の聖運を配布せしものなることは、前掲の聖運表を一見し、太歳記事の異例を考慮するものゝ、直ちに思ひ浮ぶところであらうと考へる。

蓋し神功皇后を以て魏志倭人傳に記るされたる、邪馬臺國女王卑彌呼に比定せし天皇記或は書紀編者（以下便宜上書紀編者と記するも、或は天皇記編錄の時に定められたことであるかも、測られない）では、卑彌呼の使節が始めて魏都に詣つて朝獻した、景初三年己未、即ち西紀二三九年は、必ず神功皇后の聖運中に置くべき大切な基準年代であり、かつ邪馬臺國王が始めて支那に通ぜし年としても、注意すべき年代であるから、特にこの年にも「太歲己未」と記るして、その年代の重大なる所以を明かにすると共に、その條下に魏志倭人傳の本文を引いて、注記とし、更に正始元年庚申の遣使及び正始四年癸亥の遣使についても、四十年庚申及び四十三年癸亥の條下に魏志の本文を引用してゐるのであるが、正始八年丁卯に卑彌呼が死せしこと、及びその宗女臺輿がその王位を繼ぎ、更に使節を遣はし貢献せし記事は全然之れを無視し、而も六十六年丙戌の條下に、晉起居注の武帝泰始二年丙戌（即ち西紀二六六年）十月

の條に、倭女王遣使貢献せし記事あるを引注し、以てその女王も亦卑彌呼と同一人と認めて、神功皇后なるべきことを表示してゐるのである。

元來、神功皇后をば列聖の中に數ふることは、不法であり、古事記にも仲哀天皇から應神天皇となつて居り、神功皇后の御事績はたゞ仲哀天皇記の中に附記してあるだけであるのに、日本書紀の方では別に攝政時代として、一卷をなしてゐるといふことは、書紀の編者が魏志の女王卑彌呼を以て皇后に擬定せしが爲めに、之れを以て列聖の聖運配分の一基準として、特に重要視した爲めであらうと思はれるのであり、隨つてその太歲記事の如きも他の列聖の場合と異り、啻にその攝政元年のみならず崩御の年及び景初二年卑彌呼遣使の年にも之れを記るし、その御治世の特に重要なことを表示すると共に、三韓征服の御事績を配して、他の列聖以上に皇后の偉大なることを明かにしてゐるのである。されば後世その尊號の選定に際し、特に「神」字を以て冠らしめしもの、たゞ「神武」と「神功」との二つに限られてゐるといふ事實なども、實によく書紀編者の意思を了解し、洞察せしものと稱すべきであらうと考へる。

ところで、書紀の編者は魏の明帝の景初二年即ち己未の年をば、神功皇后の攝政年代の中に置くべきものとして認めたのであるから、所謂攝政年代はこの己未の年を包んで、その前後に定めなければならぬのであるが、この年は恰も辛酉革命説によりて定められた、西紀八九九年に當つてゐるのであり、それから後の方で晉の武帝泰始二年丙戌即ち西紀九二六年は少くとも皇后の攝政年代に入るべきである

から、是等の事情を考慮して、神功皇后攝政元年をば推古天皇八年より四百年目の所、即ち西紀八六一年に置き、それより前の八六〇年をば神武天皇より仲哀天皇に至る十四代の列聖に配分することゝ定めたものと考へられるのである。之れ蓋し應神天皇の御世は百濟より阿直岐、王仁來り、論語千字文が傳來したといふ物語が傳はつてゐる位で、その物語がそのままに事實であるかどうかは別問題として、とにかくも後世の編者をしてかく思はしめた、或はかく信するが如く裝はしむることが出來たのであるから、應神天皇以後の諸天皇については、多少の記録の保存せられてゐるものもあつた爲めに、たゞ讖緯家の説などによりて勝手にその御在位年數を定むる譯には行かない事情にあつたのと、景初三年と泰始二年とをば神功皇后の御治世中に置かなければならぬといふことに束縛されてゐた爲めに、遂にその前後の年代をかく分配しなければならなかつたことゝ推せられるのである。

けれども、神武天皇の場合は全く之れとその事情を異にし、既にその御即位の元年も辛酉革命説によりて定められた位であるから、御在位の年數も亦讖緯説によるべきことは、もとよりあり得べきことゝ考へられるのである。蓋し神武天皇の御在位年數として日本書紀に記るされた、「七十六年」といふ年數は、たゞへば淮南子天文訓に

天一元始正月建寅、日月俱入營室五度、天一以始建、七十六歲、日月復以正月、入營室五度、無餘分、名曰一紀、凡二十紀一千五百二十歲、大終、日月星辰復始甲寅元一

とあり、春秋命暦序に

積二獲麟至二漢、起二庚子蔀二十三歲、竟二己酉、戊午及丁卯蔀六十九歲、合爲二百七十五歲、（後漢書律曆志所引）

八元三百四歲爲二德運、七百六十歲爲二代軌、千五百二十歲爲二天地出符、四千五百六十歲爲二七精反初、以レ文命者、七九而衰、以レ武興者、六八而謀、天人相應、若レ合二符節

とあり、易緯乾鑿度に

元歷無レ名、推二先紀一曰○甲寅○求レ卦主レ歲術曰、常以○太歲○紀○歲、七○六○爲○一紀○二十紀爲一部、

とあり、漢書律歷志に

并二終數二爲二十九、易窮則變、故爲二閏法

とあり、孟康の注に、

天終數九、地終數十、窮終也、言閏亦日之窮餘、故取二終之數、以爲レ義

とあり、凌稚隆の注に

盧舜治曰、三歲一閏、五歲再閏、十九歲七閏、是謂二一章、然必以二十九歲二而無二餘分二者、蓋天數終于九、地數終於十、十九者天地二終之數、積二八十一章、則其盈虛之餘、盡而復始、

とあり、周髀算經に

陰陽之數、日月之法、十九歲爲一章、章月月差爲閏、四章爲一蔀、七十六歲、二十蔀爲一遂、遂千

五百二十歲、

と見えてゐるやうに、天地の終數并せて十九歲で、之れを一章と謂ひ、その二倍三十八歲を一元と謂ひ、その二倍七十六歲を一紀或は一蔀と謂ひ、二十紀或は二十蔀一千五百二十歲を一遂と謂ひ、以て大終となせしこことが知られるのであり、「天」は即ち後の「太歲」で、歲星の神靈を意味し、天皇の聖運と密接なる關聯を有するのであるから、木星の運行と關聯して一章、一元、一紀、大終の法が行はれたことは疑ひないのであり、而もその一紀七十六歲は即ち神武天皇の聖運七十六歲に一致するのを見ると、その兩者の間に離るべからざる關係を有することは、何人も疑ふべからざるところであらう。

然るにその太歲の記るし方は、他の場合と全く異り、御即位元年にも崩御の御年にも記るされないで、その七年前の甲寅の年と、崩御後三年目の己卯の年に記るされてゐるのであるが、その甲寅の年を以て神武天皇御東征御出師の年となせし所以のものは、既に伴信友大人が日本紀年曆考の中に論ぜられた通りに、爾雅釋天に「太歲在甲曰闕逢、云々太歲在寅曰攝提格、云々」があり、淮南子天文訓に「天維建元、常以寅始起」とあり、また「天一元始正月建寅」とあり、「太陰元始建于甲寅、一終而建甲戌、二終而建甲午、三終而復得甲寅之元」とあり、三五歴記に「歲起攝提、元氣肇始」とあり。その他史記天官書にも「以攝提格歲、歲陰左行在寅、歲星右轉居丑」とあり、漢書天文志にも「太歲在寅曰攝提格」とあ

るやうに、凡べて歲星の神靈なる天一、太陰、歲陰、太歲の運行に關して記るゝ場合には、必ず「甲寅」の年を以て之れを始むること、なつてゐるので、我が國上古の年代を制定するに當り、一方に於ては既に辛酉革命説によりて、神武天皇即位元年を以て推古天皇八年より一千二百六十年前の辛酉の年に定むると共に、他方に於ては木星の神靈なる太歲即ち天一若しくはその本元なる太一を以て天皇に擬定せる結果、天皇の聖運を以て太歲の運行に比擬することなり、こゝに神武天皇元年辛酉より七年前なる甲寅の年を以て、太歲運行の元始、隨つてまた天皇東征の元始と定めしものなること、一點の疑問を容るべきの餘地なきを思ふのである。

かくて、古事記によると十六七年となつてゐる神武天皇御東征の物語が、日本書紀にては七年に短縮せられ、而も御出征後の出來事についても、戊午の年に五瀬命の戰死を始め、遂に長髓彦を擊破して、中洲を平定し、我が國の國體を定め給ひし、最も重大なる多くの事件が集められてゐるのなども、詩緯に「十周參聚、氣生_ニ神明、戊午革運、辛酉革命、甲子革政」とある戊午革運の思想に囚はれしやの疑ひも、また認められ得べきやう考へられるのである。されば神武天皇の御世が太歲一紀の年數により、辛酉の年より七十六年と定められたことも、亦當然と思はれるのであるが、而もその崩御の後三年間の空位を置き、その間に神武天皇の庶長子手研耳命の反亂、第三子神渟名川耳尊の平定の物語を配してあるので、或は周の武王の東征、管叔蔡叔の反亂にも多少の縁故あるにあらずやとの疑も生じないではないが、そ

れはともかくとして、かの太歲の記事を以てその反亂の起りし時、即ち三年の空位の最後なる己卯の年に置いた所以は、書紀の本文にも

神日本磐余彥天皇崩、時神渟川耳尊、孝性純深、悲慕無已、特留心於喪葬之事焉、其庶兄手研耳命、行年已長、久歷朝機、故亦委事而親之、然其王立操厝懷、本乖仁義、遂以諒闇之際、威福自由、苟藏禍心、圖害二弟、于時也大歲己卯

とあるやうに、孝性純深なる神渟川耳尊は御父天皇の崩御の後、儒教の定めに従ひて、所謂三年の喪に服し給ひしが爲め、こゝに三年の空位を生じたのであり、而も孝性純深ならず、なほ諒闇中なるにも拘はらず、野望を懷いた庶兄手研耳命は、當然現神としてはもはや御姿をかくし給ひしも、天かける威神御靈として、なほその威力を振ひ給ふ、神武天皇の稜威によりて、忽ち神渟川耳尊に征服せられ、こゝに始めて眞に御父天皇の御位を受け給ふこととなつたのでかるから、その三年の空位の間は、その實神武天皇の神御靈がなほその威力を及ぼし給ひし時であるので、眞にその稜威を綏靖天皇に譲らせ給うこれになつた三年の最後の年に、太歲の記事を置き、その意味を表示せるもので、始めて我が國の國體を定め給ひし神武天皇が、他の諸天皇以上に如何に偉大なる天皇なりしかを明示する意圖によりて、なされたこと、推せられるのである。

されば、「大歲己卯」の記事は綏靖天皇即位前紀中に記るされてはゐるが、太田氏が考へられたやうに、

決して綏靖天皇と關係あるものではなく、當然神武天皇の太歲として見るべきものであり、御即位前七年より崩御後三年まで前後併せて十年に亘り、特にその稜威の偉大であつたことを表示したものに過ぎないのである。隨つて「甲寅に太歲と載するは初期に於ける御歴代の内、即位が甲寅たりきてふ、古記の存せし爲めたり」となし、之れを以て書紀の太歲記事をば上世年代推定の史料として重視せらるる太田氏の研究は、全然無意味のことと認めざるを得ないのである。

さて然らば、それ以後の列聖の聖運は如何にして配分されたものであらうか。まづ綏靖天皇より開化天皇に至る八代の列聖であるが、この間はその記録の最も缺乏せる時代で、たゞ御即位と崩御と皇后皇子の御名が記るされてゐるだけに過ぎないので、それを一括して見るべきであらうと思はれるのであるが、こゝに注意すべきは、懿德天皇と孝昭天皇との間に一年の空位が置かれてゐることであり、實にこの空位によりて、八代の列聖は三代と五代と前後に二分されてゐるのである。之れ蓋し讖緯家の所謂「三正五行」とか、「天道不遠、三五而反」(春秋緯)とか、「三五、帝者改代之際會也」(宋均注)とか、所謂「三五帝」などと同一系統の思想によりて定められたもので、特に三五の間に置かれた一年の空位は、決して無意味のものではあるまいと考へる。殊に前三代の中央に位する孝靈天皇の御世が七十六年で、所謂一元の數三十八年であることを、後五代の中央に位する安寧天皇の聖運が七十六年の半で、所當に當るといふ事實は、更に一層編者の意圖を曝露するもののやうに認められるのである。かつまた綏靖、

懿德兩天皇の御世が何れも三十年臺で、安寧天皇の一元三十八歳の年數に調和を保つて居り、孝昭、孝安兩天皇及び孝元、開化兩天皇の御世が何れも前三代の御世の二倍或は三倍に當つて居り、孝靈天皇の御世が一元の二倍なる、一紀七十六年である事實とも、調和を保つてゐるばかりではなく、曩の空位三年が神武天皇の方に附加せらるべきであると同様に、三五の間なる空位一年を懿德天皇の方に附加するとの、綏靖懿德兩天皇の御在位年數を加算して六十八年となるに對し、孝昭孝安二天皇の御在位年數百八十五年、孝元開化二天皇の御在位年數百十七年、その差六十八年なる事實なども亦何等かの意義を有するものにあらざるかを疑ふのである。

然るに、その六十八年はまた崇神天皇の御在位年數となつてゐるのであるが、この年數は神功皇后の攝政期間六十九年といふ年數と相對して、必ず何等かの意義を有するものと考へられるのであり、成務天皇と仲哀天皇との間に空位を置き、また應神天皇と仁德天皇との間に空位を置いたことは、神功皇后を中心として、仲哀天皇神功皇后應神天皇の三位を一組とし、また崇神天皇を先頭として成務天皇による四位を、他の一組となすべき、意圖の上に行はれたことであらうと推せられるのである。蓋し四位を以て一組となす考へは、淮南子天文訓に「陰陽之專精、爲四時、四時之散精、爲萬物」とあり、また「子午卯酉爲二繩、丑寅辰巳未申戌亥爲四鉤」とあり、易緯乾鑿度に「四維正紀、經緯仲序、度畢矣」とあり、鄭康成注に「四維正四時之紀、則坎離爲經、震兌爲緯、此四正之卦、爲四仲之次序也」とあり、また

「故太一、取其數、以行九宮、四正四維、皆合於十五」とあるやうに、四正四維四時なごによりて現はされた讖緯思想とも、矛盾するものではないのであり、また神功皇后を特に重要視する書紀の編者としては仲哀、神功、應神の三位一體を無視する譯には行かなかつたことゝ考へられるのである。

そこで、崇神天皇と神功皇后の聖運であるが、曩に述べたやうに、神武天皇の御在位年數が明かに一紀七十六年の年數によりて定められたからには、その他の諸帝の重要年代が、また之れを基準として考へられることは、蓋し當然であらうと推考せられるので、崇神天皇の御世六十八年といふ年數は、一紀七十六年から陰數八年を減じたものであり、神功皇后の攝政六十九年といふのは、一紀七十六年から陽數七年を減じた年數である。惟ふに崇神天皇の御世に於ける最も重要な出来事は、從來天皇の大殿の内に祭らせ給うた女神天照大神をば、豊鍬入姫命に託けて、倭國笠縫邑に遷し祭らせ給ひ、倭大國魂神をば渟名城入姫命に託けて、市磯長尾市に遷し祭らせ給ひ、かつ大田田根子命をして大物主大神を祭らしめ、以て祭政を分離して所謂女巫政治を排せられたことゝ、所謂四道將軍を派して武威を輝やかし給ひしこゝ、武埴安彦の謀反を鎮定せさせ給ひしこゝであり、讖緯説から見ると、陽氣が盛で陰氣が壓へられた時運であるから、一紀七十六年から陰數八年を減じて六十八歳を以て崇神天皇の御在位年數となしたといふことも、必ずしもあり得ないことゝは思はれないのである。之れに反して神功皇后の場合は、日本書紀の記事によると恰かも天照大神の再現なるが如く、所謂女巫政治全盛の時代に還つた譯

であるので、即ち陰數が盛で陽數が壓倒された時運であるから、一紀七十六年から陽數七年を減じて、神功皇后攝政時代をば六十九歳と定めしこも、亦あり得べきことであらうと考へる。七歳八歳を以て陰陽の數となすことは、たゞへば白虎通卷九嫁娶に「七歲之陽也、八歲陰也、七八十五陰陽之數備」とあるやうに、その實例枚舉に違ないのである。

かくて、神功皇后の攝政元年は曩に述べしが如き事情で、皇紀八百六十一年と定められてゐるのであるから、その年より皇紀九百六十九年まで六十九年間を以て攝政時代となし、その結果魏志倭人傳所載魏の明帝景初三年卑彌呼遣使の年は神功攝政卅九年に、晉起居注所載晉の武帝泰初二年倭女王遣使の年は神功攝政六十六年に、それぐ比定せられることとなつたものと推考せられるのである。そこでこの神功攝政六十九年を中心として、その前後に仲哀、應神兩天皇の御在位年數を定めたのであらうが、それにはまづこの三代の年數をば所謂二六の數即ち百二十年と定めて、之れを前後に配分したものゝやうである。蓋しこの場合所謂「四六二二六相乘」の數によりて、三代の年數を定めるといふことは、讖緯家としてあり得べきことであるが、四六相乘の數即ち二百四十年として見る時は、神功攝政年數の六十九年をば之れより除きて、百七十一年をば仲哀應神兩天皇の年數として見なければならぬので、二代の年數としては餘りに長きに失するばかりでなく、履仲反正以後の御治世については、もはや幾分の記録も殘存したかと推せられるので、餘りに應神天皇の御治世を後に長くする譯には行かず、而も仲哀天皇は

即位後久しからずして崩御し給ひしことを見なければ、神功皇后御功業の餘地が狭められることとなる譯であるから、こゝに四六相乘の年數を棄て、二六相乘の年數によつたことゝ思はれるのである。かやうな事情で神功皇后の功業をば成るべく偉大ならしむるが爲めには、仲哀天皇の御世をば出来るだけ短かくすべきであるので、天の終數、陽の極數九年を以てまづ之れに當てたものと推せられるのであり、六十九年と九年との和七十八年をば百二十年より減ずる時は應神天皇の御世は四十二年となる譯であるが、その中で一年だけは空位の年として除き、四十一年を以て應神天皇の御在位年數と定めたものと考へられるのである。

そこで、仲哀天皇の御即位元年は皇紀八五二年となるのであるから、皇紀八五一年を空位とし、それより皇紀五六四年まで二百八十七年間をば崇神天皇より成務天皇まで四代の間に配分したのであるが、この空位を加へた二百八十八年といふ年數は、孝昭天皇より開化天皇に至る五世三百七十八年の年數よりも、九甲九十年を減じたもので、三紀即ち二百二十八年に加ふるに六甲六十年を以てせる年數である。その中皇紀五六四年より六十八年間皇紀六三一年までは、曩に述べた理由によりて崇神天皇の御世となし、残餘の二百二十年の中、垂仁天皇の御世として九十九年を除く時は百二十一年を餘すことゝなるので、一年を空位として景行成務兩天皇の御治世をば各六甲六十年として、四代の治世を定めたものと推せられるのである。然らば九十九年といふ年數をば垂仁天皇の御世として定めたのは、何故であるかといふ

に、之れは恐らく仁德天皇の御世が八十七年であるに、對立するものではあるまいかと考へる。蓋し仁德天皇の御治世八十七年といふのは、その前一年が空位の中に加へられてゐる爲めであり、二年の空位の中で前の一 年だけが仲哀神功應神三世を通算せる百二十年の中に入るべきであるから、後の一年は當然仁德天皇の聖運中に加へらるべきものであり、隨つて仁德天皇の聖運はその實八十八年となる譯である。蓋し「仁德」なる謚號は高臺に登つて遠望し、烟氣國に満てるを見て悦び給うたといふ物語に、由來するものであらうが、日本書紀の記るすところによるそ、その外には御即位の際に皇太子で御弟君なる菟道稚郎子と皇位を譲合ひ給ひ、爲めに殆んど三年の空位を生じたといふ物語と、皇后磐之媛命に惱まされ給うたといふ女難物語とが、その主な事件であり、古事記には御即位前の物語は全く記るされてないが、高山に登りて民の烟を望み給うたといふ物語の外は、大后石之日賣命の物語がその大部分を成してゐるのであり、恐らくは甚だ偉大であつたらうと推想せられる天皇の御功業は、全然忘却せられ、その御陵が何故に我が國最大の山陵として今日に傳はつてゐるかといふその理由の如きも、記紀共に全然説明するところがないのである。即ち記紀時代に知られた仁德天皇は、寧ろ優柔にして女性的消極的性格の人として認められてゐたやうであるが、之れに對して垂仁天皇の方は、その謚號は野見宿彌をして土物を造らしめ、陵墓に生人を埋立つることをやめしめ給うたといふ物語に、由來してゐることであらうが、とにかく崇神天皇の後を承けて、我が國礎の安定に力を盡された天皇で、狹穂彦王の謀反を平定

し、天照大神をば倭姫命に託けて、伊勢國に遷し祭らせ、劔一千口を作らしめて、石上神宮に藏せしめ給うたといふやうな、男性的積極的性格の人として傳へられてゐるのであるから、仁德天皇の御世が八十八年といふ陰數によりて表はされて居るに對して、垂仁天皇の御世は九十九年といふ陽數によりて表はされたものではあるまいかとも考へられるのである。もとよりこの解釋はなほ甚だ危險で、更に考究を要すべきことではあらうが、とにかくも學者の注意を促がす爲めの試みとして、敢てこゝに生硬なる一説を掲出したに過ぎないのである。

要するに、日本書紀に記るされた、神武天皇より仁德天皇に至る列聖の聖運は、なほ未だ十分の説明を加へることの出來ない部分が、甚だ多いことはもとより私に自覺するところではあるが、それ等の聖運がとにかく讖緯の學説によりて作定せられたもので、勿論古記録によりしものではなく、また口傳によりしものでもないことは、恐らく疑ひなきところであるから、之れを以て史實として見ることは、斷然排せなければならぬこと考へられるのである。さて然らば、眞に史實として信ぜられ得べき我が國の年代は、果して何れの頃より始まるのであらうか、つぎに考究しなければならない、重要な問題である。(未完)

橋 本 増 吉